

# 水質汚濁防止法に係る 届出の手引き

令和8年3月

沖縄県

環境部環境保全課

# 目次

## 第1 水質汚濁防止法の概要

1 水質汚濁防止法の目的	1
2 用語の定義	1
3 事業者の義務	3
4 適用除外	4

## 第2 届出

1 届出の種類	9
2 届出に必要な書類	10
3 提出先	11
4 届出の流れ	12
5 届出後の注意	12

## 第3 排水基準

1 一律排水基準	22
(1) 人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質(有害物質)	24
(2) 生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるもの	25
(3) 暫定排水基準	26
(4) 窒素・燐に係る排水基準適用海域及び湖沼	29
2 上乗せ排水基準	30
(1) 海域	30
ア 中城湾海域	
イ 与勝海域	
ウ 金武湾海域	
エ 名護湾海域	
オ 那覇港湾海域	
(2) 河川	32
ア 国場川水域	
イ 比謝川水域	
ウ 天願川水域	
エ 羽地大川水域	
オ 我部祖河川水域	
カ 報得川水域	
キ 源河川水域	
ク 平南川水域	
ケ 大保川水域	
3 特定地下浸透水	38

## 第4 有害物質使用特定施設等に係る規制

1	構造基準の適用範囲	39
2	本体に関する基準	40
3	床面に関する基準	41
4	配管に関する基準	41
5	構造基準及び定期点検の方法の整理表	43

## 第5 記入要領及び記入例

1	記入要領	
	(法第5条第1項の規定(有害物質の使用なし)による)	47
	設置届出の場合の記入要領	
	(法第5条第1項の規定(有害物質使用特定施設)による)	54
	設置届出の場合の記入要領	
2	記入例	
	(養豚)	62
	(養豚排水無し)	70
	(食品工場)	79
	(旅館業)	87
	(旅館業(一棟貸しなどの小規模な旅館業))	95
	(ガソリンスタンド等に設置される自動車両洗浄機)	105
	(病院)	113
	(研究施設・下水道接続)	131
	(使用廃止届出書)	142
	(氏名等変更届出書)	143
	(承継届出書)	145

様式		147
----	--	-----

## 第1 水質汚濁防止法の概要

### 1 水質汚濁防止法（以下、「法」という。）の目的

この法律は、工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出及び地下に浸透する水の浸透を規制するとともに、生活排水対策の実施を推進すること等によって、公共用水域及び地下水の汚濁の防止を図り、国民の健康を保護し、生活環境を保全すること及び、工場廃液等による人の健康への被害が生じた場合における損害賠償の責任について定め、被害者の保護を図ることの大きく分けて二点を目的としています。

### 2 用語の定義

#### (1) 公共用水域

「公共用水域」とは、河川、湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域及びこれに接続する公共溝渠、かんがい用水路その他公共の用に供される水路のことで、地下水や終末処理場に接続する下水道などは含みません。

#### (2) 特定施設

「特定施設」とは有害物質や生活環境に係る被害を生じるおそれがある汚水又は廃液を排出する施設で、水質汚濁防止法施行令（以下、「政令」という。）で定めるものをいいます。詳細は13ページから21ページの表5をご覧ください。

#### (3) 有害物質

有害物質とは、カドミウムなど人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質として政令で定めるものをいいます。詳細は5ページの表1をご覧ください。

#### (4) 生活環境項目

生活環境項目とは、化学的酸素要求量（COD）その他水の汚染状態（熱によるものを含み、有害物質を除く）を示す項目として政令で定めるものをいいます。詳細は6ページの表2をご覧ください。

#### (5) 指定物質

指定物質とは、公共用水域に多量に排出されることにより人の健康若しくは生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質（油を除く）として政令で定めるものをいいます。詳細は6ページから7ページの表3をご覧ください。

#### (6) 有害物質使用特定施設

特定施設のうち、その施設において有害物質の製造、使用又は処理を目的とする施設のことをいいます。

（例）有害物質を含む試薬等を使用した器具等の洗浄施設、有害物質を含む排

### (7) 指定施設

「指定施設」とは、有害物質を貯蔵若しくは使用する施設、又は有害物質及び指定物質を製造し、貯蔵し、使用し、若しくは処理する施設のことをいいます。

指定物質の貯蔵施設については設置時に届出等を行う義務はありませんが、施設の破損等の事故が発生し、指定物質を含む水が当該指定事業場から公共用水域に排出され、又は地下に浸透したことにより人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは直ちに応急の措置を講じ、都道府県知事に報告する義務が課せられています。

(例) 化学薬品（有害物質又は指定物質を含む液体）を保管するタンク等

### (8) 有害物質貯蔵指定施設

「有害物質貯蔵指定施設」とは、指定施設のうち、有害物質を含む液状のものを貯蔵する指定施設のことをいいます。有害物質貯蔵指定施設を設置する場合は届出の義務があります。

(例) 有害物質を含む液体の貯蔵タンク等

### (9) 貯油施設等

「貯油施設」とは、重油、原油、潤滑油、軽油、灯油、揮発油、動植物油（以下「油」という）を貯蔵し、又は油を含む水を処理する施設で、特定施設以外のものをいいます。貯油施設については、設置時に届出等を行う義務はありませんが、指定施設と同様に事故等が発生した際は応急の措置を講じ、都道府県知事に報告する義務が課せられています。

### (10) 排水

「排水」とは、特定施設を設置する工場又は事業場（以下「特定事業場」という）から公共用水域に排出される水のことをいいます。ここでいう排水には、特定施設から排出される汚水又は廃液とこれを処理したものだけではなく、雨水や事務所のトイレからの排水など、特定施設以外の施設から排出される水を含みます。

### (11) 汚水等

「汚水等」とは、特定施設から排出される汚水又は廃液のことをいいます。

### (12) 特定地下浸透水

「特定地下浸透水」とは、有害物質使用特定施設を設置する特定事業場から地下に浸透する水で、有害物質使用特定施設にかかる汚水等（これを処理したものを含む）を含むものをいいます。

### 3 事業者の義務

法に定められた特定施設を設置し、公共用水域に排出水を排出する又は地下に特定地下浸透水を地下に浸透させる事業者等に対しては、次のような義務が課せられます。また、命令等に従わない場合は、罰則がかかります。罰則等の詳細は7ページから8ページの表4をご覧ください。

#### (1) 届出（法第5条、6条、7条、10条、11条、14条）

工場又は事業場から水を排出する者は、特定施設や有害物質貯蔵指定施設を設置しようとするとき、又は届出を行った特定施設の構造等を変更する場合等は、あらかじめ県知事（那覇市においては那覇市長）に届け出なければなりません。届出の詳細については「第2 届出」をご覧ください。

#### (2) 実施の制限（法第9条第1項）

法第5条の規定による特定施設等の設置の届出又は法第7条の規定による特定施設の構造等の変更届出を行った者は、その届出が受理された日から60日を経過した後でなければ、その届出に係る特定施設の設置等を行うことはできません。

#### (3) 排水基準の順守（法第12条）

特定事業場から排出水を公共用水域に排出する者は、排水口において排水基準に適合しない排出水を排出してはいけません。

排水基準には全ての水域について一律に適用される一律排水基準と、一律排水基準では保全が困難な水域において地方公共団体が条例により設定する上乘せ排水基準があります。詳細については「第3 排水基準」をご覧ください。

#### (4) 特定地下浸透水の地下浸透禁止（法第12条の3）

有害物質使用特定施設から水を排出する者は、有害物質を含む特定地下浸透水を浸透させてはいけません。「浸透」とは、自己の管理の及ばない地下に出すことをいい、意図的な地下への浸透行為のほか、施設の破損等といった非意図的な原因による地下への浸透も禁止されています。

#### (5) 有害物質使用特定施設等に係る構造基準等の遵守（法第12条の4）

有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設を設置している者は有害物質を含む水が地下へ浸透することを防ぐため、構造、設備及び使用の方法に関する基準を遵守しなければなりません。詳細については「第3 排水基準」をご覧ください。

#### (6) 排出水・地下浸透水の汚染状態の測定・記録等（法第14条第1項）

排出水を排出し、又は特定地下浸透水を浸透させる者は、排出水等の汚染状態を測定し、その結果を記録し、保存しなければなりません。詳細については「第

3 「排水基準」をご覧ください。

**(7) 特定有害物質使用特定施設等の構造の点検等（法第 14 条第 15 項）**

有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設を設置している者は、当該有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設を、定期に点検し、その結果を記録し、保存しなければなりません。詳細については「第 3 「排水基準」」をご覧ください。

**(8) 事故時の措置（法第 14 条の 2 第 1 項、第 2 項及び第 3 項）**

特定施設、指定施設、貯油施設等において破損等の事故が発生し、有害物質等を含む水などが公共用水域に流出又は地下に浸透したことにより、人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるときは、直ちに水の排出防止又は地下浸透の防止のための応急措置を講ずるとともに、速やかに事故の状況及び講じた措置の概要を届け出なければなりません

詳細については「第 2 「届出」」をご覧ください。

**(9) 事業者の責務（第 14 条の 4）**

事業者（事業活動を行う者一般が対象）は、排出水の排出の規制等に関する措置のほか、その事業活動に伴う汚水又は廃液の公共用水域への排出又は地下への浸透の状況を把握するとともに、当該汚水 又は廃液による公共用水域又は地下水の水質の汚濁の防止のために必要な措置を講じなければなりません。

**4 適用除外**

鉱山保安法、電気事業法及び海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づき設置するものは、水質汚濁防止法での届出は必要ないとされています（法第 23 条）。しかし、それらの施設についても水質汚濁防止法上の排水規制等は適用されるほか、水質の汚濁が生じるおそれがある場合、都道府県知事はそれらの法律を所管する行政機関の長（沖縄県では那覇産業保安監督事務所長及び沖縄総合事務局長）に措置を執るよう要請することや、行政機関の長と協議の上で水質汚濁防止法による命令を行うことも可能です。

表1 有害物質

一	カドミウム及びその化合物
二	シアン化合物
三	有機燐化合物（パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン、EPNに限る）
四	鉛及びその化合物
五	六価クロム化合物
六	砒素及びその化合物
七	水銀及びアルキル水銀その他水銀化合物
八	ポリ塩化ビフェニル
九	トリクロロエチレン
十	テトラクロロエチレン
十一	ジクロロメタン
十二	四塩化炭素
十三	1,2-ジクロロエタン
十四	1,1-ジクロロエチレン
十五	1,2-ジクロロエチレン
十六	1,1,1-トリクロロエタン
十七	1,1,2-トリクロロエタン
十八	1,3-ジクロロプロペン
十九	チウラム
二十	シマジン
二十一	チオベンカルブ
二十二	ベンゼン
二十三	セレン及びその化合物
二十四	ほう素及びその化合物
二十五	ふっ素及びその化合物
二十六	アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物
二十七	塩化ビニルモノマー
二十八	1,4-ジオキサン

表2 生活環境項目

一	水素イオン濃度
二	生物化学的酸素要求量及び化学的酸素要求量
三	浮遊物質量
四	ノルマルヘキサン抽出物質含有量
五	フェノール類含有量
六	銅含有量
七	亜鉛含有量
八	溶解性鉄含有量
九	溶解性マンガン含有量
十	クロム含有量
十一	大腸菌数
十二	窒素又は燐の含有量

表3 指定物質

一	ホルムアルデヒド	三十一	プロピザミド
二	ヒドラジン	三十二	クロロタロニル(TPN)
三	ヒドロキシルアミン	三十三	フェニトロチオン(MEP)
四	過酸化水素	三十四	イプロベンホス(IBP)
五	塩化水素	三十五	イソプロチオラン
六	水酸化ナトリウム	三十六	ダイアジノン
七	アクリロニトリル	三十七	イソキサチオン
八	水酸化カリウム	三十八	クロルニトロフェン
九	アクリルアミド	三十九	クロルピリホス
十	アクリル酸	四十	フタル酸ビス(2-エチルヘキシル)
十一	次亜塩素酸ナトリウム	四十一	アラニカルブ
十二	二硫化炭素	四十二	クロルデン
十三	酢酸エチル	四十三	臭素
十四	メチル-tert-ブチルエーテル(MTBE)	四十四	アルミニウム及びその化合物
十五	硫酸	四十五	ニッケル及びその化合物
十六	ホスゲン	四十六	モリブデン及びその化合物
十七	1,2-ジクロロプロパン	四十七	アンチモン及びその化合物
十八	クロルスルホン酸	四十八	塩素酸及びその塩
十九	塩化チオニル	四十九	臭素酸及びその塩
二十	クロロホルム	五十	クロム及びその化合物 (Cr(VI)を除く)
二十一	硫酸ジメチル	五十一	マンガン及びその化合物

二十二	クロルピクリン	五十二	鉄及びその化合物
二十三	ジクロルボス (DDVP)	五十三	銅及びその化合物
二十四	オキシデプロホス	五十四	亜鉛及びその化合物
二十五	トルエン	五十五	フェノール類及びその塩
二十六	エピクロロヒドリン	五十六	ヘキサメチレンテトラミン
二十七	スチレン	五十七	アニリン
二十八	キシレン	五十八	ペルフルオロオクタン酸（別名 PFOA）及びその塩
二十九	パラ-ジクロロベンゼン	五十九	ペルフルオロ（オクタン-1-スルホン酸）（別名 PFOS）及びその塩
三十	フェノブカルブ (BMPC)	六十	直鎖アルキルベンゼン スルホン酸及びその塩

表4 罰則一覧

条文	適用	罰則の内容
第30条	以下の命令に違反した者 <ul style="list-style-type: none"> <li>排水基準、特定地下浸透水の基準及び構造基準等に係る計画変更命令（法第8条及び第8条の2）</li> <li>排水基準等に係る改善命令（第13条第1項、第13条の2第1項又は第13条の3第1項）</li> <li>構造基準等に係る改善命令（第十三条の三第一項）</li> <li>地下水浄化措置命令（法第14条の3第1項又は同条第2項）</li> </ul>	一年以下の拘禁刑 又は百万円以下の罰金
第31条	<ul style="list-style-type: none"> <li>排水基準に適合しない水を排出した者（法第12条第1項）</li> <li>事故時の応急措置命令又は緊急時の措置命令に違反した者（第14条の2第4項又は第18条）</li> </ul>	六月以下の拘禁刑 又は五十万円以下の罰金 ※過失により法第12条第1項に違反した場合は、三月以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金
第32条	以下の届出をしなかった者、又は虚偽の届出をした者 <ul style="list-style-type: none"> <li>特定施設等の設置の届出（法第5条）</li> <li>特定施設等の構造等の変更の届出（法第7条）</li> </ul>	三月以下の拘禁刑 又は三十万円以下の罰金に処する。

条文	適用	罰則の内容
第 33 条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 使用届出をせず、又は虚偽の届出をした者（法第 6 条）</li> <li>・ 工事の実施制限に違反した者（法第 9 条第 1 項）</li> <li>・ 排水水等の汚染状態の測定及び記録並びに構造・使用基準に係る点検結果の記録をせず、虚偽の記録をし、又は記録を保存しなかった者（法第 14 条第 1 項、第 2 項又は第 5 項）</li> <li>・ 法に基づき都道府県知事から求められた報告をせず、もしくは虚偽の報告をした者（法第 22 条第 1 項又は第 2 項）</li> <li>・ 法第 22 条第 1 項による検査を拒み、妨げ、もしくは忌避した者</li> </ul>	三十万円以下の罰金
第 35 条	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 氏名等の変更届、施設の廃止届、承継届をせず、又は虚偽の届出をした者</li> </ul>	十万円以下の過料

## 第2 届出

水質汚濁防止法に基づく届出は第1の3の事業者の義務で記載しているとおり、特定施設の設置者や有害物質貯蔵施設の設置者などに提出の義務が課されており、その中でも法第5条及び7条に基づく届出は、施設の設置や変更の前に届出を行うことが義務づけられています。設置（変更）しようとする施設から排出される水が公共用水域又は地下水の水質の汚濁に及ぼす影響を事前に検討し、問題があれば命令等により是正を行うことで、公共用水域の保全が図られています。

### 1 届出の種類

届出の種類	届出のタイミング	根拠法文	届出の期限
特定施設（有害物質貯蔵指定施設）設置届出	工場又は事業場から公共用水域へ水を排出する者が、特定施設（有害物質使用特定施設を含む）を設置しようとするとき	法第5条第1項	設置の工事着手予定日の60日前
	工場又は事業場から地下に有害物質使用特定施設に係る汚水等を含む水を浸透させる者が有害物質使用特定施設を設置しようとするとき	法第5条第2項	
	排水や雨水を公共用水域に出さない工場又は事業場に有害物質使用特定施設*を設置するとき又は有害物質貯蔵指定施設を設置しようとするとき	法第5条第3項	
特定施設（有害物質貯蔵指定施設）使用届出	届出対象ではなかったものが法、施行令改正等により新たに届出対象施設となった場合	法第6条	届出対象となった日から30日以内
特定施設（有害物質貯蔵指定施設）構造等変更届出	施設にかかる構造、設備、使用の方法、汚水等の処理の方法や地下浸透水の浸透の方法等を変更（公共下水道への切り替えを含む）しようとするとき	法第7条	変更の工事着手予定日の60日前
氏名等変更届出	届出者の氏名又は名称、住所等に変更があった場合	法第10条	変更があった日から30日以内
特定施設（有害物質貯蔵指定施設）廃止届出	特定施設又は有害物質貯蔵指定施設を廃止したとき ※有害物質使用特定施設を廃止した場合は、土壤汚染対策法の規定に基づき土壤の汚染状況について調査する義務が生じますので、施設の廃止を検討している場合は、事前に保健所等にご相談ください。	法第10条	廃止した日から30日以内
承継届出	特定施設又は有害物質貯蔵指定施設について譲り受け、借り受け、相続等により届出者の地位を承継したとき	法第11条	承継の日から30日以内
事故の届出	特定施設、指定施設、貯油施設等の破損その他の事故が発生し、有害物質を含む水などが公共用水域や地下水を汚染し、健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるとき	法第14条の2	事故発生後速やかに

※法第5条第3項による届出のうち、有害物質使用特定施設に係るものは合流式の下水道等に雨水を含めたすべての排水を排出するなど、公共用水域への排水が一切ない施設が対象です。沖縄県内の下水道は分流式（雨水は公共用水域に放流し、下水のみ

を終末処理場で処理する方式の下水道) となっているため、法第5条第3項による届出は原則として有害物質貯蔵指定施設に係る届出のみとなります。

## 2 届出に必要な書類

水質汚濁防止法に基づく届出を行う際に必要な添付書類は下表のとおりです。

○は必須、△は必要に応じて提出

届出の種類 必要書類等		設置			使用			構造等変更			氏名等 変更	使用 廃止	承継
		法第5条			法第6条			法第7条			法第10条	法第10条	法第11条
		第1項	第2項	第3項	法第5条第1項関係	法第5条第2項関係	法第5条第3項関係	法第5条第1項関係	法第5条第2項関係	法第5条第3項関係			
特定施設(有害物質貯蔵指定施設)設置(使用、変更)届出書	様式第1	○	○	○	○	○	○	○	○				
氏名等変更届出書	様式第5									○			
特定施設(有害物質貯蔵指定施設)使用廃止届出書	様式第6										○		
承継届出書	様式第7											○	
特定施設の構造	別紙1	○			○			△			△		
特定施設の設備	別紙1の2	△			△			△			△		
特定施設の使用の方法	別紙2	○			○			△					
汚水等の処理の方法	別紙3	○			○			△			△		
排水水の汚染状態及び量	別紙4	○			○			△			△		
用水及び排水の系統	別紙6	○			○			△			△		
有害物質使用特定施設の構造	別紙7		○			○			△		△		
有害物質使用特定施設の使用の方法	別紙8		○			○			△		△		
汚水等の処理の方法	別紙9		○			○			△		△		
特定地下浸透水の浸透の方法	別紙10		○			○			△		△		
特定地下浸透水に係る用水及び排水の系統	別紙11		○			○			△		△		
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の構造	別紙12			○			○			△	△		
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の設備	別紙13			○			○			△	△		
有害物質使用特定施設又は有害物質貯蔵指定施設の使用の方法	別紙14			○			○			△	△		
有害物質にかかる用水及び排水の系統又は貯蔵施設にかかる搬入及び搬出の系統	別紙15			○			○			△	△		
特定施設を含む操業の系統図	任意様式	○	○		○	○		△	△		△		
汚水処理系統図	任意様式	○	○		○	○		△	△		△		
特定施設構造図	任意様式	○	○		○	○		△	△		△		
汚水処理施設構造図	任意様式	○	○		○	○		△	△		△		
特定事業場周辺地図	任意様式	○	○		○	○		△	△		△	△	
事業場全体図 施設設置場所、汚水系統、 汚水排出口位置 汚水処理施設位置図	任意様式	○	○	○	○	○	○	△	△	△	△	△	
特定地下浸透水浸透施設位置図	任意様式		○			○			△		△	△	

※各様式の記入要領及び記入例については、第5 記入要領及び記入例(47 ページ~146 ページ)をご確認ください。

※構造等変更届出については、変更部分に係る様式・図面等(変更前及び変更後)を提出してください。

### 3 提出先

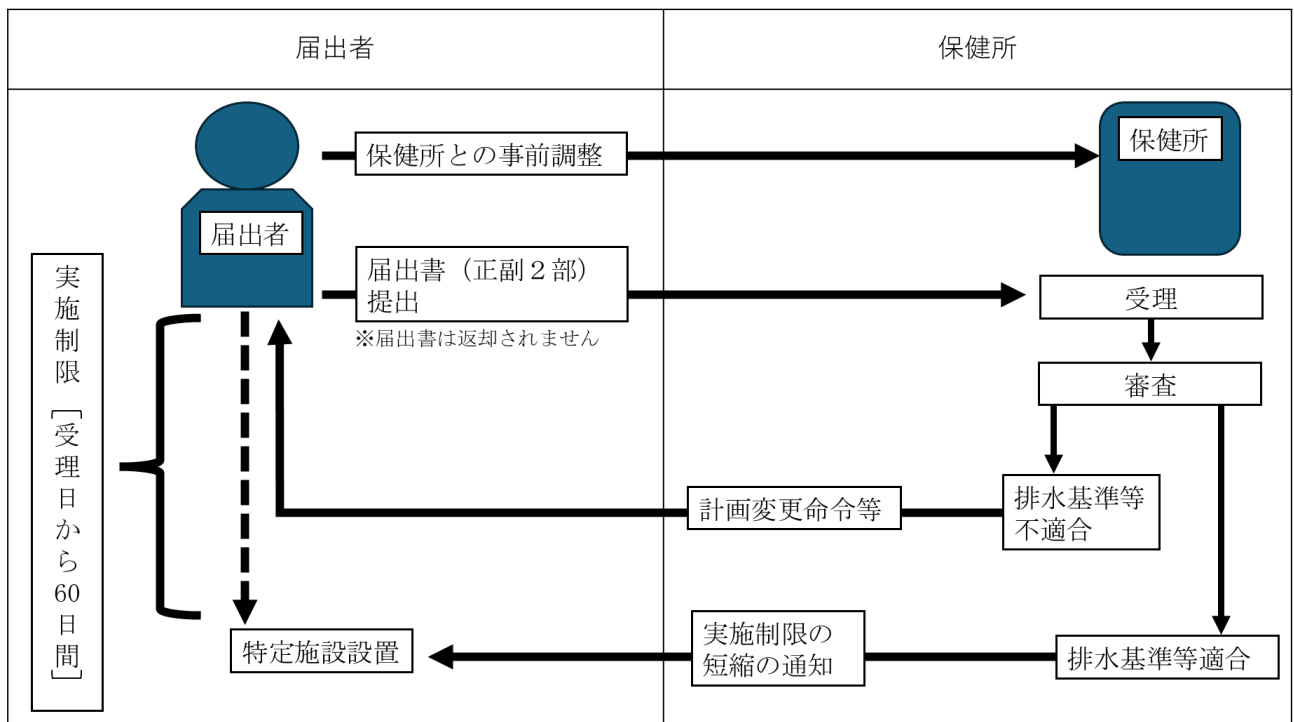
届出書は、事業場所在地を管轄する、下記の保健所に提出してください。提出部数は正副の2部となります。なお、副本は返却しませんので、提出者控えが必要なときは、3部作成してください。

工場・事業場の所在地	届出先
名護市、本部町、国頭村、大宜味村、東村、今帰仁村、伊江村、伊平屋村、伊是名村	沖縄県 保健医療介護部 北部保健所 生活環境班 〒905-0017 沖縄県名護市大中 2-13-1 TEL : 0980-52-2636
沖縄市、うるま市、宜野湾市、金武町、嘉手納町、北谷町、恩納村、宜野座村、読谷村、北中城村、中城村	沖縄県 保健医療介護部 中部保健所 環境保全班 〒904-2155 沖縄県沖縄市美原 1-6-28 中部合同庁舎中部保健所棟 TEL : 098-989-6610
浦添市、豊見城市、糸満市、南城市、南風原町、八重瀬町、与那原町、西原町、久米島町、渡嘉敷村、座間味村、粟国村、渡名喜村、南大東村、北大東村	沖縄県 保健医療介護部 南部保健所 環境保全班 〒901-1104 沖縄県島尻郡南風原町宮平 212 TEL:098-889-6846
宮古島市、多良間村	沖縄県 保健医療介護部 宮古保健所 生活環境班 〒906-0007 沖縄県宮古島市平良字東仲宗根 476 TEL : 0980-72-3501
石垣市、竹富町、与那国町	沖縄県 保健医療介護部 八重山保健所 生活環境班 〒907-0002 沖縄県石垣市字真栄里 4 3 8 番地 TEL : 0980-82-3243

※ 那覇市内に設置する工場・事業場については、那覇市環境保全課（098-951-3229、那覇市泉崎 1-1-1 那覇市役所本庁舎7階）まで、届出・相談をお願いします。

※ 保健所へお越しの際は、担当の不在を避けるため、予め電話連絡をお願いします。

## 4 届出の流れ



## 5 届出後の注意

### (1) 実施の制限

法第5条の規定による特定施設等の設置の届出又は法第7条の規定による特定施設の構造等の変更届出を行った者は、その届出が受理された日から60日を経過した後でなければ、その届出に係る特定施設の設置等を行うことはできません。

### (2) 計画変更命令等

法第5条の規定による特定施設等の設置の届出又は法第7条の規定による特定施設の構造等の変更届出があった事業所について、内容審査の結果、排水が排水基準に適合しないと認めるとき、特定地下浸透水が有害物質を含むものとして定められた要件に該当すると認めるとき、又は有害物質の地下浸透素防止する構造等に関する基準を遵守していないと認められる場合は、届出を受理した日から60日以内に限り、計画の変更（計画の廃止を含む）を届出者に命ずる場合があります。

### (3) 排水の排出の制限及び排水の汚染状態の測定

特定事業場から排水を公共用水域に排出する者は、排水口において排水基準に適合しない排水を排出してはいけません。排水基準の詳細については「第3 排水基準」をご覧ください。

また、排水基準の適用を受ける特定事業場については、排水の水質の測定義務があり、測定結果を記録し、3年間保存しておかなければなりません。詳細については「第3 排水基準」をご覧ください。

表5 水質汚濁防止法に基づく特定施設一覧（届出対象施設）

一 鉱業又は水洗炭業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 選鉱施設 ロ 選炭施設 ハ 坑水中和沈でん施設 ニ 掘削用の泥水分離施設
一の二 畜産農業又はサービス業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 豚房施設（豚房の総面積が五〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） ロ 牛房施設（牛房の総面積が二〇〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） ハ 馬房施設（馬房の総面積が五〇〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
二 畜産食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗淨施設（洗びん施設を含む。） ハ 湯煮施設
三 水産食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 水産動物原料処理施設 ロ 洗淨施設 ハ 脱水施設 ニ ろ過施設 ホ 湯煮施設
四 野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗淨施設 ハ 圧搾施設 ニ 湯煮施設
五 みそ、しょう油、食用アミノ酸、グルタミン酸ソーダ、ソース又は食酢の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗淨施設 ハ 湯煮施設 ニ 濃縮施設 ホ 精製施設 へ ろ過施設
六 小麦粉製造業の用に供する洗淨施設
七 砂糖製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗淨施設（流送施設を含む。） ハ ろ過施設 ニ 分離施設 ホ 精製施設
八 パン若しくは菓子の製造業又は製あん業の用に供する粗製あんの沈でんそう
九 米菓製造業又はこうじ製造業の用に供する洗米機
十 飲料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 洗淨施設（洗びん施設を含む。） ハ 搾汁施設 ニ ろ過施設 ホ 湯煮施設 へ 蒸留施設

十一	動物系飼料又は有機質肥料の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
イ	原料処理施設
ロ	洗浄施設
ハ	圧搾施設
ニ	真空濃縮施設
ホ	水洗式脱臭施設
十二	動植物油脂製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
イ	原料処理施設
ロ	洗浄施設
ハ	圧搾施設
ニ	分離施設
十三	イースト製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
イ	原料処理施設
ロ	洗浄施設
ハ	分離施設
十四	でん粉又は化工でん粉の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
イ	原料浸せき施設
ロ	洗浄施設（流送施設を含む。）
ハ	分離施設
ニ	渋だめ及びこれに類する施設
十五	ぶどう糖又は水あめの製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
イ	原料処理施設
ロ	ろ過施設
ハ	精製施設
十六	麺類製造業の用に供する湯煮施設
十七	豆腐又は煮豆の製造業の用に供する湯煮施設
十八	インスタントコーヒー製造業の用に供する抽出施設
十八の二	冷凍調理食品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
イ	原料処理施設
ロ	湯煮施設
ハ	洗浄施設
十八の三	たばこ製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
イ	水洗式脱臭施設
ロ	洗浄施設
十九	紡績業又は繊維製品の製造業若しくは加工業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
イ	まゆ湯煮施設
ロ	副蚕処理施設
ハ	原料浸せき施設
ニ	精練機及び精練そう
ホ	シルケツト機
ヘ	漂白機及び漂白そう
ト	染色施設
チ	薬液浸透施設
リ	のり抜き施設
二十	洗毛業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
イ	洗毛施設
ロ	洗化炭施設
二十一	化学繊維製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの
イ	湿式紡糸施設
ロ	リントー又は未精練繊維の薬液処理施設
ハ	原料回収施設
二十一の二	一般製材業又は木材チップ製造業の用に供する湿式バーカー

二十一の三 合板製造業の用に供する接着機洗浄施設
二十一の四 パーティクルボード製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 湿式バーカー ロ 接着機洗浄施設
二十二 木材薬品処理業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 湿式バーカー ロ 薬液浸透施設
二十三 パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料浸せき施設 ロ 湿式バーカー ハ 碎木機 ニ 蒸解施設 ホ 蒸解廃液濃縮施設 ヘ チツプ洗浄施設及びパルプ洗浄施設 ト 漂白施設 チ 抄紙施設（抄造施設を含む。） リ セロハン製膜施設 ヌ 湿式繊維板成型施設 ル 廃ガス洗浄施設
二十三の二 新聞業、出版業、印刷業又は製版業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 自動式フィルム現像洗浄施設 ロ 自動式感光膜付印刷版現像洗浄施設
二十四 化学肥料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 分離施設 ハ 水洗式破碎施設 ニ 廃ガス洗浄施設 ホ 湿式集じん施設
二十五 水銀電解法によるか性ソーダ又はか性カリの製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 塩水精製施設 ロ 電解施設
二十六 無機顔料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ ろ過施設 ハ カドミウム系無機顔料製造施設のうち、遠心分離機 ニ 群青製造施設のうち、水洗式分別施設 ホ 廃ガス洗浄施設
二十七 前二号に掲げる事業以外の無機化学工業製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 遠心分離機 ハ 硫酸製造施設のうち、亜硫酸ガス冷却洗浄施設 ニ 活性炭又は二硫化炭素の製造施設のうち、洗浄施設 ホ 無水けい酸製造施設のうち、塩酸回収施設 ヘ 青酸製造施設のうち、反応施設 ト よう素製造施設のうち、吸着施設及び沈でん施設 チ 海水マグネシア製造施設のうち、沈でん施設 リ バリウム化合物製造施設のうち、水洗式分別施設 ヌ 廃ガス洗浄施設 ル 湿式集じん施設

二十八	カーバイト法アセチレン誘導品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 湿式アセチレンガス発生施設 ロ 酢酸エステル製造施設のうち、洗浄施設及び蒸留施設 ハ ポリビニルアルコール製造施設のうち、メチルアルコール蒸留施設 ニ アクリル酸エステル製造施設のうち、蒸留施設 ホ 塩化ビニルモノマー洗浄施設 ヘ クロロプレンモノマー洗浄施設
二十九	コールタール製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ ベンゼン類硫酸洗浄施設 ロ 静置分離器 ハ タール酸ソーダ硫酸分解施設
三十	発酵工業（第五号、第十号及び第十三号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 原料処理施設 ロ 蒸留施設 ハ 遠心分離機 ニ ろ過施設
三十一	メタン誘導品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ メチルアルコール又は四塩化炭素の製造施設のうち、蒸留施設 ロ ホルムアルデヒド製造施設のうち、精製施設 ハ フロンガス製造施設のうち、洗浄施設及びろ過施設
三十二	有機顔料又は合成染料の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 顔料又は染色レーキの製造施設のうち、水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 廃ガス洗浄施設
三十三	合成樹脂製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 縮合反応施設 ロ 水洗施設 ハ 遠心分離機 ニ 静置分離器 ホ 弗素樹脂製造施設のうち、ガス冷却洗浄施設及び蒸留施設 ヘ ポリプロピレン製造施設のうち、溶剤蒸留施設 ト 中圧法又は低圧法によるポリエチレン製造施設のうち、溶剤回収施設 チ ポリブテンの酸又はアルカリによる処理施設 リ 廃ガス洗浄施設 ヌ 湿式集じん施設
三十四	合成ゴム製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ ろ過施設 ロ 脱水施設 ハ 水洗施設 ニ ラテックス濃縮施設 ホ スチレン・ブタジエンゴム、ニトリル・ブタジエンゴム又はポリブタジエンゴムの製造施設のうち、静置分離器
三十五	有機ゴム薬品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 蒸留施設 ロ 分離施設 ハ 廃ガス洗浄施設
三十六	合成洗剤製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 廃酸分離施設 ロ 廃ガス洗浄施設 ハ 湿式集じん施設

<p>三十七 前六号に掲げる事業以外の石油化学工業（石油又は石油副生ガス中に含まれる炭化水素の分解、分離その他の化学的処理により製造される炭化水素又は炭化水素誘導品の製造業をいい、第五十一号に掲げる事業を除く。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 洗淨施設</p> <p>ロ 分離施設</p> <p>ハ ろ過施設</p> <p>ニ アクリロニトリル製造施設のうち、急冷施設及び蒸留施設</p> <p>ホ アセトアルデヒド、アセトン、カプロラクタム、テレフタル酸又はトリレンジアミンの製造施設のうち、蒸留施設</p> <p>ヘ アルキルベンゼン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設</p> <p>ト イソプロピルアルコール製造施設のうち、蒸留施設及び硫酸濃縮施設</p> <p>チ エチレンオキサイド又はエチレングリコールの製造施設のうち、蒸留施設及び濃縮施設</p> <p>リ ニーエチルヘキシルアルコール又はイソブチルアルコールの製造施設のうち、縮合反応施設及び蒸留施設</p> <p>ヌ シクロヘキサノン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設</p> <p>ル トリレンジイソシアネート又は無水フタル酸の製造施設のうち、ガス冷却洗淨施設</p> <p>ヲ ノルマルパラフィン製造施設のうち、酸又はアルカリによる処理施設及びメチルアルコール蒸留施設</p> <p>ワ プロピレンオキサイド又はプロピレングリコールのけん化器</p> <p>カ メチルエチルケトン製造施設のうち、水蒸気凝縮施設</p> <p>ヨ メチルメタアクリレートモノマー製造施設のうち、反応施設及びメチルアルコール回収施設</p> <p>タ 廃ガス洗淨施設</p>
<p>三十八 石けん製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 原料精製施設</p> <p>ロ 塩析施設</p>
<p>三十八の二 界面活性剤製造業の用に供する反応施設（一・四—ジオキサンが発生するものに限る、洗淨装置を有しないものを除く。）</p>
<p>三十九 硬化油製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 脱酸施設</p> <p>ロ 脱臭施設</p>
<p>四十 脂肪酸製造業の用に供する蒸留施設</p>
<p>四十一 香料製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 洗淨施設</p> <p>ロ 抽出施設</p>
<p>四十二 ゼラチン又はにかわの製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 原料処理施設</p> <p>ロ 石灰づけ施設</p> <p>ハ 洗淨施設</p>
<p>四十三 写真感光材料製造業の用に供する感光剤洗淨施設</p>
<p>四十四 天然樹脂製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 原料処理施設</p> <p>ロ 脱水施設</p>
<p>四十五 木材化学工業の用に供するフルフラール蒸留施設</p>
<p>四十六 第二十八号から前号までに掲げる事業以外の有機化学工業製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの</p> <p>イ 水洗施設</p> <p>ロ ろ過施設</p> <p>ハ ヒドラジン製造施設のうち、濃縮施設</p> <p>ニ 廃ガス洗淨施設</p>

四十七 医薬品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 動物原料処理施設 ロ ろ過施設 ハ 分離施設 ニ 混合施設（第二条各号に掲げる物質を含有する物を混合するものに限る。以下同じ。） ホ 廃ガス洗淨施設
四十八 火薬製造業の用に供する洗淨施設
四十九 農薬製造業の用に供する混合施設
五十 第二条各号に掲げる物質を含有する試薬の製造業の用に供する試薬製造施設
五十一 石油精製業（潤滑油再生業を含む。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 脱塩施設 ロ 原油常圧蒸留施設 ハ 脱硫施設 ニ 揮発油、灯油又は軽油の洗淨施設 ホ 潤滑油洗淨施設
五十一の二 自動車用タイヤ若しくは自動車用チューブの製造業、ゴムホース製造業、工業用ゴム製品製造業（防振ゴム製造業を除く。）、更生タイヤ製造業又はゴム板製造業の用に供する直接加硫施設
五十一の三 医療用若しくは衛生用のゴム製品製造業、ゴム手袋製造業、糸ゴム製造業又はゴムバンド製造業の用に供するラテックス成形型洗淨施設
五十二 皮革製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 洗淨施設 ロ 石灰づけ施設 ハ タンニンづけ施設 ニ クロム浴施設 ホ 染色施設
五十三 ガラス又はガラス製品の製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 研摩洗淨施設 ロ 廃ガス洗淨施設
五十四 セメント製品製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 抄造施設 ロ 成型機 ハ 水養生施設（蒸気養生施設を含む。）
五十五 生コンクリート製造業の用に供するバッチャープラント
五十六 有機質砂かべ材製造業の用に供する混合施設
五十七 人造黒鉛電極製造業の用に供する成型施設
五十八 窯業原料（うわ薬原料を含む。）の精製業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設 ハ 酸処理施設 ニ 脱水施設
五十九 碎石業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 水洗式破碎施設 ロ 水洗式分別施設
六十 砂利採取業の用に供する水洗式分別施設

六十一 鉄鋼業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設 ハ 圧延施設 ニ 焼入れ施設 ホ 湿式集じん施設
六十二 非鉄金属製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 還元そう ロ 電解施設（熔融塩電解施設を除く。） ハ 焼入れ施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設 へ 湿式集じん施設
六十三 金属製品製造業又は機械器具製造業（武器製造業を含む。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 焼入れ施設 ロ 電解式洗浄施設 ハ カドミウム電極又は鉛電極の化成施設 ニ 水銀精製施設 ホ 廃ガス洗浄施設
六十三の二 空きびん卸売業の用に供する自動式洗びん施設
六十三の三 石炭を燃料とする火力発電施設のうち、廃ガス洗浄施設
六十四 ガス供給業又はコークス製造業の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ タール及びガス液分離施設 ロ ガス冷却洗浄施設（脱硫化水素施設を含む。）
六十四の二 水道施設（水道法（昭和三十二年法律第百七十七号）第三条第八項に規定するものをいう。）、工業用水道施設（工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第二条第六項に規定するものをいう。）又は自家用工業用水道（同法第二十一条第一項に規定するものをいう。）の施設のうち、浄水施設であつて、次に掲げるもの（これらの浄水能力が一日当たり一万立方メートル未満の事業場に係るものを除く。） イ 沈でん施設 ロ ろ過施設
六十五 酸又はアルカリによる表面処理施設
六十六 電気めつき施設
六十六の二 エチレンオキサイド又は一・四―ジオキサンの混合施設（前各号に該当するものを除く。）
六十六の三 旅館業（旅館業法（昭和二十三年法律第百三十八号）第二条第一項に規定するもの（住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号）第二条第三項に規定する住宅宿泊事業に該当するもの及び旅館業法第二条第四項に規定する下宿営業を除く。）をいう。）の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ ちゆう房施設 ロ 洗濯施設 ハ 入浴施設
六十六の四 共同調理場（学校給食法（昭和二十九年法律第百六十号）第六条に規定する施設をいう。以下同じ。）に設置されるちゆう房施設（業務の用に供する部分の総床面積（以下単に「総床面積」という。）が五〇〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
六十六の五 弁当仕出屋又は弁当製造業の用に供するちゆう房施設（総床面積が三六〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
六十六の六 飲食店（次号及び第六十六号の八に掲げるものを除く。）に設置されるちゆう房施設（総床面積が四二〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）

六十六の七	そば店、うどん店、すし店のほか、喫茶店その他の通常主食と認められる食事を提供しない飲食店（次号に掲げるものを除く。）に設置されるちゅう房施設（総床面積が六三〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
六十六の八	料亭、バー、キャバレー、ナイトクラブその他これらに類する飲食店で設備を設けて客の接待をし、又は客にダンスをさせるものに設置されるちゅう房施設（総床面積が一、五〇〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。）
六十七	洗濯業の用に供する洗浄施設
六十八	写真現像業の用に供する自動式フィルム現像洗浄施設
六十八の二	病院（医療法（昭和二十三年法律第二百五号）第一条の五第一項に規定するものをいう。以下同じ。）で病床数が三〇〇以上であるものに設置される施設であつて、次に掲げるもの イ ちゅう房施設 ロ 洗浄施設 ハ 入浴施設
六十九	と畜業又は死亡獣畜取扱業の用に供する解体施設
六十九の二	中央卸売市場（卸売市場法（昭和四十六年法律第三十五号）第二条第三項に規定するものをいう。）に設置される施設であつて、次に掲げるもの（水産物に係るものに限る。） イ 卸売場 ロ 仲卸売場
六十九の三	地方卸売市場（卸売市場法第二条第四項に規定するもの（卸売市場法施行令（昭和四十六年政令第二百二十一号）第二条第二号に規定するものを除く。）をいう。）に設置される施設であつて、次に掲げるもの（水産物に係るものに限り、これらの総面積が一、〇〇〇平方メートル未満の事業場に係るものを除く。） イ 卸売場 ロ 仲卸売場
七十	廃油処理施設（海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十六号）第三条第十四号に規定するものをいう。）
七十の二	自動車分解整備事業（道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第七十七条に規定するものをいう。以下同じ。）の用に供する洗車施設（屋内作業場の総面積が八〇〇平方メートル未満の事業場に係るもの及び次号に掲げるものを除く。）
七十一	自動式車両洗浄施設
七十一の二	科学技術（人文科学のみに係るものを除く。）に関する研究、試験、検査又は専門教育を行う事業場で環境省令で定めるものに設置されるそれらの業務の用に供する施設であつて、次に掲げるもの イ 洗浄施設 ロ 焼入れ施設
七十一の三	一般廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第三百三十七号）第八条第一項に規定するものをいう。）である焼却施設
七十一の四	産業廃棄物処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十五条第一項に規定するものをいう。）のうち、次に掲げるもの イ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和四十六年政令第三百号）第七条第一号、第三号から第六号まで、第八号又は第十一号に掲げる施設であつて、国若しくは地方公共団体又は産業廃棄物処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第二条第四項に規定する産業廃棄物の処分を業として行う者（同法第十四条第六項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者及び同法第十四条の四第六項ただし書の規定により同項本文の許可を受けることを要しない者を除く。）をいう。）が設置するもの ロ 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第七条第十二号から第十三号までに掲げる施設
七十一の五	トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンによる洗浄施設（前各号に該当するものを除く。）

七十一の六 トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン又はジクロロメタンの蒸留施設（前各号に該当するものを除く。）
七十二 し尿処理施設（建築基準法施行令第三十二条第一項の表に規定する算定方法により算定した処理対象人員が五〇〇人以下のし尿浄化槽を除く。）
七十三 下水道終末処理施設
七十四 特定事業場から排出される水（公共用水域に排出されるものを除く。）の処理施設（前二号に掲げるものを除く。）

### 第3 排水基準

#### 1 一律排水基準

排水水を排出する者は、排水口において排水基準に適合しない排水水を排出してはならないとされています（法第12条）。特定施設からの排水水が排水基準を超過している場合、都道府県知事（保健所長）は排水水を排出する者に対し、期限を定めて特定施設の構造や使用の方法、汚水の処理の方法の改善を命令できるほか、施設の使用や排水水の排出の一時停止を命令することができます（法第13条）。

基準は全国一律で設定されている一律排水基準と、各都道府県の水域ごとに設定される上乘せ排水基準がありますが、それぞれ、業種や項目ごとに、現在の汚水処理技術の状況や社会に与える影響の度合いを考慮し、暫定排水基準が設定されているものもあります。

排水水を排出する者は、法第14条第1項の規定に測定と記録の義務が課せられており、基本的に年に1回以上の測定が必要となりますが、旅館業で温泉を利用するものについては表6のと通りの測定となります。

また、排水水だけでなく、特定地下浸透水についても同様に測定が必要となります。

なお、測定のための試料は、測定しようとする排水水又は特定地下浸透水の汚染状態が最も悪いと推定される時期及び時刻に採取することとされています（法施行規則第9条第1項第7号）。

測定記録については、様式第8により記録すること及び、3年間の保存が義務づけられていますが、計量法の登録を受けた者から様式第8に記載すべき事項が記載された測定結果の証明書の交付を受け、それを保存する場合は、記録表への記載はしなくてもかまいません。

表6 旅館業（温泉を利用するものに限る）での測定項目と頻度

測定項目※	測定頻度
砒素及びその化合物	1 回 以 上 / 3 年
ほう素及びその化合物	
ふっ素及びその化合物	
水素イオン濃度	
銅含有量	
亜鉛含有量	
溶解性鉄含有量	
溶解性マンガン含有量	
クロム含有量	

※全ての測定が必要なわけではなく、関連する項目のみでかまいません

様式第8（第9条関係）

水 質 測 定 記 録 表

排水水の汚染状態（特定地下浸透水の汚染状態）

測定年月日 及び時刻	測 定 場 所		特 定 施 設 の 使 用 状 況	採 水 者	分 析 者	測 定 項 目				備 考
	名 称	排 水 量 (m <sup>3</sup> /日)								

- 備考
- 1 採水の年月日と分析の年月日が異なる場合には、備考欄にこれを明示すること。
  - 2 排水水の汚染状態及び特定地下浸透水の汚染状態は、分けて記載すること。

## (1) 人の健康に係る被害を生ずるおそれがある物質(有害物質)

有害物質の種類	許容限度	
カドミウム及びその化合物	0.03mg Cd/L	
シアン化合物	1 mg CN/L	
有機燐化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPNIに限る。)	1mg/L	
鉛及びその化合物	0.1 mg Pb/L	
六価クロム化合物	0.2 mg Cr(VI)/L	
砒素及びその化合物	0.1 mg As/L	
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	0.005 mg Hg/L	
アルキル水銀化合物	検出されないこと。	
ポリ塩化ビフェニル	0.003mg/L	
トリクロロエチレン	0.1mg/L	
テトラクロロエチレン	0.1mg/L	
ジクロロメタン	0.2mg/L	
四塩化炭素	0.02mg/L	
1,2-ジクロロエタン	0.04mg/L	
1,1-ジクロロエチレン	1mg/L	
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.4mg/L	
1,1,1-トリクロロエタン	3mg/L	
1,1,2-トリクロロエタン	0.06mg/L	
1,3-ジクロロプロペン	0.02mg/L	
チウラム	0.06mg/L	
シマジン	0.03mg/L	
チオベンカルブ	0.2mg/L	
ベンゼン	0.1mg/L	
セレン及びその化合物	0.1 mg Se/L	
ほう素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの:	10 mg B/L
	海域に排出されるもの:	230 mg B/L
ふっ素及びその化合物	海域以外の公共用水域に排出されるもの:	8 mg F/L
	海域に排出されるもの:	15 mg F/L
アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素に0.4を乗じたもの、 亜硝酸性窒素及び硝酸性窒素の合計量:	100mg/L
1,4-ジオキサン	0.5mg/L	
<p>備考</p> <p>1. 「検出されないこと。」とは、第2条の規定に基づき環境大臣が定める方法により排出水の汚染状態を検定した場合において、その結果が当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。</p> <p>2. 砒(ひ)素及びその化合物についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭和49年政令第363号)の施行の際現にゆう出している温泉(温泉法(昭和23年法律第125号)第2条第1項に規定するものをいう。以下同じ。)を利用する旅館業に属する事業場に係る排水水については、当分の間、適用しない。</p>		

(2) 生活環境に係る被害を生ずるおそれがあるもの

項目		許容限度
水素イオン濃度 (水素指数)(pH)	海域以外の公共用水域に 排出されるもの:	5.8以上8.6以下
	海域に排出されるもの:	5.0以上9.0以下
生物化学的酸素要求量(BOD)		160mg/L (日間平均 120mg/L)
化学的酸素要求量(COD)		160mg/L (日間平均 120mg/L)
浮遊物質(SS)		200mg/L (日間平均 150mg/L)
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (鉱油類含有量)		5mg/L
ノルマルヘキサン抽出物質含有量 (動植物油脂類含有量)		30mg/L
フェノール類含有量		5mg/L
銅含有量		3mg/L
亜鉛含有量		2mg/L
溶解性鉄含有量		10mg/L
溶解性マンガン含有量		10mg/L
クロム含有量		2mg/L
大腸菌数		日間平均 800CFU/ml
窒素含有量		120mg/L (日間平均 60mg/L)
燐含有量		16mg/L (日間平均 8mg/L)
<p>備考</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>「日間平均」による許容限度は、1日の排出水の平均的な汚染状態について定めたものである。</li> <li>この表に掲げる排水基準は、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上である工場又は事業場に係る排出水について適用する。</li> <li>水素イオン濃度及び溶解性鉄含有量についての排水基準は、硫黄鉱業(硫黄と共存する硫化鉄鉱を掘採する鉱業を含む。)に属する工場又は事業場に係る排出水については適用しない。</li> <li>水素イオン濃度、銅含有量、亜鉛含有量、溶解性鉄含有量、溶解性マンガン含有量及びクロム含有量についての排水基準は、水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令の施行の際現にゆう出している温泉を利用する旅館業に属する事業場に係る排出水については、当分の間、適用しない。</li> <li>生物化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域に排出される排出水に限って適用し、化学的酸素要求量についての排水基準は、海域及び湖沼に排出される排出水に限って適用する。</li> <li>窒素含有量についての排水基準は、窒素が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域(湖沼であって水の塩素イオン含有量が1リットルにつき9,000ミリグラムを超えるものを含む。以下同じ。)として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。</li> <li>燐(りん)含有量についての排水基準は、燐(りん)が湖沼植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある湖沼として環境大臣が定める湖沼、海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として環境大臣が定める海域及びこれらに流入する公共用水域に排出される排出水に限って適用する。</li> </ol> <p>※「環境大臣が定める湖沼」=昭60環告27(窒素含有量又は燐含有量についての排水基準に係る湖沼)          ※「環境大臣が定める海域」=平5環告67(窒素含有量又は燐含有量についての排水基準に係る海域)</p>		

### (3) 暫定排水基準

#### ア 窒素含有量及び磷（りん）含有量

業種その他の区分	許容限度（単位mg/L）			
	窒素含有量		磷含有量	
	許容限度 （単位mg/L）	期間	許容限度 （単位mg/L）	期間
畜産農業 （豚房を有するものに限る）	130 （日間平均110）	令和6年4月1日～ 令和10年9月30日	22 （日間平均18）	令和6年4月1日～ 令和10年9月30日
天然ガス鉱業	160 （日間平均150）	令和6年4月1日～ 令和10年9月30日	-	-
バナジウム化合物製造業及 びモリブデン化合物製造業 （バナジウム化合物又はモ リブデン化合物の塩析工程 を有するものに限る。）	4100 （日間平均3100）	令和6年4月1日～ 令和10年9月30日	-	-
酸化コバルト製造業	200 （日間平均100）		-	-
<p>備考</p> <p>1 本手引き第3章1(2)表（以下「前表」という。）の備考1及び2の規定は、この表に掲げる排水基準について準用する。</p> <p>2 この表に掲げる窒素含有量についての排水基準は、窒素が海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として前表の備考6に基づき環境大臣が定める海域及びこれに流入する公共用水域（窒素に係る特定湖沼及びこれに流入する公共用水域を除く。）に排出される排出水に限って適用する。</p> <p>3 この表に掲げる磷含有量についての排水基準は、磷が海洋植物プランクトンの著しい増殖をもたらすおそれがある海域として前表の備考7に基づき環境大臣が定める海域及びこれに流入する公共用水域（磷に係る特定湖沼及びこれに流入する公共用水域を除く。）に排出される排出水に限って適用する。</p> <p>4 この表の「窒素含有量」及び「磷含有量」に掲げる項目ごとに同表の「業種その他区分」に掲げる業種に属する工場又は事業場が同時に他の業種に属する場合において、前表又はこの表によりその業種につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、当該工場又は事業場に係る排出水については、それらの排水基準のうち、最大の許容限度のものを適用する。</p> <p>5 この表に掲げる排水基準は、工場又は事業場に係る汚水等を処理する事業場に係る排出水については、当該事業場が当該工場又は事業場の属する業種に属するものとみなして適用する。この場合において、前表又はこの表により当該工場又は事業場が属する業種につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、4の規定を準用する。</p>				

## イ ほう素及びその化合物

業種		有害物質の種類	許容限度 (mg/L)	
			ほう素及びその化合物	適用期間
電気めっき業(海域以外の公共用水域に放流するものに限る)			30	令和7年7月1日～ 令和10年9月30日
ほうろろ鉄器製造業(海域以外の公共用水域に放流するものに限る)			30	
金属鉱業(海域以外の公共用水域に放流するものに限る)			100	
下水道業(旅館業(温泉(温泉法(昭和二十三年法律第二百二十五号)第二条第一項に規定する温泉をいう。以下同じ。))を利用するものに限る。))に属する特定事業場(下水道法(昭和三十三年法律第七十九号)第十二条の二第一項に規定する特定事業場をいう。以下「下水道法上の特定事業場」という。)から排出される水を受け入れており、かつ、海域以外の公共用水域に放流するものに限る。))			40	当分の間
旅館業	1リットルにつきほう素500ミリグラム以下の温泉を利用するものに限る。		300	
	1リットルにつきほう素500ミリグラムを超える温泉を利用するものに限る。		500	

備考

1 上欄に掲げる有害物質の種類ごとに左欄に掲げる業種その他の区分に属する特定事業場(法第二条第六項に規定する特定事業場をいう。以下この項において同じ。)が同時に他の業種その他の区分にも属する場合において、改正後の省令別表第一又はこの表によりそれらの業種その他の区分につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、当該特定事業場から排出される排出水の排水基準については、それらのうち、最大の許容限度のものを適用する。

※ほう素及びその化合物の項中下水道業において、「一定の条件」とは、次の算式により計算された値が一〇を超えることをいう。

$$\sum C_i \cdot Q_i \div Q$$

(この式において、 $C_i$ 、 $Q_i$ 及び $Q$ は、それぞれ次の値を表すものとする。)

$C_i$  当該下水道に水を排出する旅館業に属する下水道法上の特定事業場ごとの排出する水のほう素及びその化合物による汚染状態の通常値(単位 ほう素の量に関して、一リットルにつきミリグラム)

$Q_i$  当該下水道に水を排出する旅館業に属する下水道法上の特定事業場ごとの排出する水の通常量(単位 一日につき立方メートル)

$Q$  当該下水道から排出される排出水の通常量(単位 一日につき立方メートル)

## ウ ふっ素及びその化合物

業種		有害物質の種類	許容限度 (mg/L)	
			ふっ素及びその化合物	適用期間
ほうろろ鉄器製造業(海域以外の公共用水域に放流するものに限る)			10	令和7年7月1日～ 令和10年9月30日
電気めっき業	1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上であり、かつ、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。		15	
	1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル未満であるものに限る。		40	
旅館業	水質汚濁防止法施行令及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令の一部を改正する政令(昭和49年政令第363号。以下「改正政令」という。)の施行の際現に湧出していなかった温泉を利用するものであって、1日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル以上であり、かつ、海域以外の公共用水域に排出水を排出するものに限る。		15	当分の間
	温泉(自然に湧出しているもの(掘削により湧出させたものを除く。以下同じ。))を除く。以下この欄において同じ。)を利用するものであって一日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル未満であるもの又は改正政令の施行の際現に湧出していた温泉を利用するものに限る。		30	
	温泉(自然に湧出しているものに限る。以下この欄において同じ。)を利用するものであって、一日当たりの平均的な排出水の量が50立方メートル未満であるもの又は改正政令の施行の際現に湧出していた温泉を利用するものに限る。		50	

備考

1 上欄に掲げる有害物質の種類ごとに左欄に掲げる業種その他の区分に属する特定事業場(法第二条第六項に規定する特定事業場をいう。以下この項において同じ。)が同時に他の業種その他の区分にも属する場合において、改正後の省令別表第一又はこの表によりそれらの業種その他の区分につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、当該特定事業場から排出される排出水の排水基準については、それらのうち、最大の許容限度のものを適用する。

エ アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物

業種	有害物質の種類	許容限度 (mg/L)	
		アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	適用期間
畜産農業(水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1第1号の 二に掲げる施設を有するものに限る。)		400	令和7年7月1日～ 令和10年9月30日
モリブデン化合物製造業		1300	
バナジウム化合物製造業		1350	
貴金属製造・再生業		2800	
備考 1 上欄に掲げる有害物質の種類ごとに左欄に掲げる業種その他の区分に属する特定事業場(法第二条第六項に規定する特定事業場をいう。以下この項において同じ。)が同時に他の業種その他の区分にも属する場合において、改正後の省令別表第一又はこの表によりそれらの業種その他の区分につき異なる許容限度の排水基準が定められているときは、当該特定事業場から排出される排出水の排水基準については、それらのうち、最大の許容限度のものを適用する。			

オ 亜鉛含有量 (令和6年12月11日～令和11年12月10日)

業種その他の区分	許容限度 (mg/L)
電気めっき業	4
備考 1 左欄に掲げる業種に属する特定事業場(水質汚濁防止法第二条第六項に規定する特定事業場をいう。以下この項において同じ。)が同時に左欄に掲げる業種以外の業種にも属する場合においては、当該特定事業場から排出される排出水の亜鉛含有量に係る排出基準については、右欄に掲げるものを適用する。	

カ 六価クロム化合物 (令和6年4月1日～令和9年3月31日)

業種その他の区分	許容限度 (単位mg/L)
電気めっき業	六価クロム化合物 0.5
備考 左欄に掲げる業種に属する特定事業場(水質汚濁防止法第二条第六項に規定する特定事業場をいう。以下この項において同じ。)が同時に中欄に掲げる業種以外の業種にも属する場合においては、当該特定事業場から排出される排出水の六価クロム化合物に係る排出基準については、右欄に掲げるものを適用する。	

(4) 窒素・磷に係る排水基準適用海域及び湖沼

ア 湖沼（磷は全ての湖沼）

名称及び位置		窒素	磷(りん)
石垣市	大浦ダム貯水池		○
石垣市	底原ダム貯水池	○	○
石垣市	真栄里ダム貯水池		○
名護市	羽地ダム貯水池		○
名護市	辺野古ダム貯水池		○
沖縄市及びうるま市	倉敷ダム貯水池		○
うるま市	山城ダム貯水池		○
国頭村	安波ダム貯水池		○
国頭村	普久川ダム貯水池	○	○
国頭村	辺野喜ダム貯水池		○
東村	新川ダム貯水池		○
東村	福地ダム貯水池		○
宜野座村	漢那ダム貯水池		○
金武町	金武ダム貯水池	○	○
座間味村	座間味ダム貯水池		○
南大東村	大池	○	○
伊平屋村	我喜屋ダム貯水池	○	○
久米島町	白瀬2号ダム貯水池		○
備考 湖沼の位置は、令和4年4月1日における行政区画によつて表示されたものとする。			

イ 海域（窒素及び磷の排水基準を適用）

海域	金武湾	沖縄県国頭郡金武町金武岬と中頭郡与那城村伊計島北端を結ぶ線、同村伊計大橋、桃原橋及び陸岸により囲まれた海域
	与那覇湾	沖縄県平良市字久貝小字出口南端と宮古郡下地町西浜埼を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域
	羽地内海	沖縄県名護市奥武橋、屋我地大橋、同市屋我地島北端と国頭郡今帰仁村運天港埼を結ぶ線及び陸岸により囲まれた海域
備考 海域の範囲又は位置は、平成五年十月一日における行政区画その他の区域又は陸岸、防波堤その他のものによつて表示されたものとする。		

## 2 上乗せ排水基準

法律による一律の排水基準だけでは生活環境の保全が十分ではない区域については都道府県でより厳しい上乗せ基準を定めることができるとされており（法第 3 条第 3 項）、当県内では以下の区域について上乗せ排水基準が設定されています。

### (1) 海域

#### ア 中城湾海域・与勝海域・金武湾海域

特定事業場の区分		項目及び許容限度(mg/L)				
		生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量		浮遊物質量		
		日間平均	最大	日間平均	最大	
下水道処理区域内に所在する特定事業場	すべての特定事業場	20	30	70	90	
下水道処理区域外に所在する特定事業場	令別表第一 1の2 イ 豚房施設	排出水量:50m <sup>3</sup> /日未満	120	160	150	200
		豚房面積:1000m <sup>2</sup> 未満かつ排出水量:50m <sup>3</sup> /日以上	120	160	150	200
		豚房面積:1000m <sup>2</sup> 以上かつ排出水量:50m <sup>3</sup> /日以上	【120】 50	【160】 70	【150】 70	【200】 90
	令別表第一 7 砂糖製造業の用に供する施設	排出水量50m <sup>3</sup> 以上 200m <sup>3</sup> /日未満	【30】 50	【50】 70	【70】 100	【90】 130
		排出水量200m <sup>3</sup> /日以上	【30】 20	【50】 30	【70】 70	【90】 90
	令別表第一 23 パルプ、紙又は紙加工品の製造業の用に供する施設 (排出水量:20m <sup>3</sup> 以上)	【80】 60	【100】 80	【70】 80	【90】 120	
	令別表第一 51 石油精製業(潤滑油再生業を含む。)の用に供する施設 (排出水量:20m <sup>3</sup> 以上)	20	30	15	20	
	令別表第一 72 し尿処理施設のうち浄化槽(501人槽以上)(排出水量: 50m <sup>3</sup> 以上)	20	30	70	90	
	令別表第一 73 下水道終末処理場(排出水量:50m <sup>3</sup> 以上)	20	30	70	90	
	令別表第一74 特定事業場から排出される水の処理施設のうち 豚房排水処理施設	排出水量50m <sup>3</sup> 未満	120	160	150	200
		排出水量50m <sup>3</sup> 以上	50	70	70	90
	その他のもの	排出水量20m <sup>3</sup> 以上 50m <sup>3</sup> 未満	120	160	150	200
		排出水量50m <sup>3</sup> 以上 200m <sup>3</sup> 未満	50	70	100	130
排出水量200m <sup>3</sup> 以上		20	30	70	90	

S51.8.4よりも前に設置した特定施設については【 】内の暫定基準を適用

イ 名護湾海域

特定事業場の区分		項目及び許容限度(mg/L)				
		生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量		浮遊物質		
		日間平均	最大	日間平均	最大	
下水道処理区域内に所在する特定事業場	すべての特定事業場	20	30	70	90	
下水道処理区域外に所在する特定事業場	令別表第一 1の2 イ 豚房施設	排水量: 50m <sup>3</sup> /日未満	120	160	150	200
		豚房面積: 1000m <sup>2</sup> 未満かつ排水量: 50m <sup>3</sup> /日以上	120	160	150	200
		豚房面積: 1000m <sup>2</sup> 以上かつ排水量: 50m <sup>3</sup> /日以上	【120】 50	【160】 70	【150】 70	【200】 90
	令別表第一 2 畜産食料品製造業の用に供する施設(排水量: 200m <sup>3</sup> 以上)	【50】 20	【70】 30	【100】 70	【130】 90	
	令別表第一 4 野菜又は果実を原料とする保存食料品製造業の用に供する施設(排水量: 20m <sup>3</sup> 以上)	30	40	80	100	
	令別表第一 72 し尿処理施設のうち浄化槽(50人槽以上)(排水量: 50m <sup>3</sup> 以上)	20	30	70	90	
	令別表第一 73 下水道終末処理場(排水量: 50m <sup>3</sup> 以上)	20	30	70	90	
	令別表第一 74 特定事業場から排出される水の処理施設のうち豚房排水処理施設	排水量: 50m <sup>3</sup> 未満	120	160	150	200
		排水量: 50m <sup>3</sup> 以上	50	70	70	90
	その他のもの	排水量20m <sup>3</sup> 以上50m <sup>3</sup> 未満	120	160	150	200
排水量50m <sup>3</sup> 以上200m <sup>3</sup> 未満		50	70	100	130	
排水量200m <sup>3</sup> 以上		20	30	70	90	

S52.6.19よりも前に設置した特定施設については【 】内の暫定基準を適用

ウ 那覇港湾海域

特定事業場の区分	項目及び許容限度				
	水素イオン濃度 (水素指数)	生物化学的酸素要求量又は化学的酸素要求量		浮遊物質 (mg/L)	
		日間平均	最大	日間平均	最大
すべての特定事業場	6.5以上8.5以下	20	30	70	90

## (2) 河川

### ア 国場川水域、比謝川水域及び天願川水域

特定事業場の区分		項目及び許容限度					
		水素イオン濃度 (水素指数)	生物化学的酸素要求量 (mg/L)		浮遊物質量 (mg/L)		
			日間平均	最大	日間平均	最大	
下水道処理区 域内に所在する 特定事業場	すべての特定事業場	6.5以上8.5以下	20	30	70	90	
下水道処理区 域外に所在する 特定事業場	令別表第一 1の2 イ 豚房施設	排出水量: 50m <sup>3</sup> 未満	↘	【120】 80	【160】 100	【150】 100	【200】 150
		排出水量: 50m <sup>3</sup> 以上	一律排水基準	【120】 50	【160】 70	【150】 70	【200】 90
	令別表第一 7 砂糖製造業の用に供する施設(全てのもの)		6.5以上8.5以下	10	20	70	90
	令別表第一74 特定事業場から排出される水の処 理施設のうち豚房排水処理施設	排出水量: 50m <sup>3</sup> 未満	↘	80	100	100	150
		排出水量: 50m <sup>3</sup> 以上	一律排水基準	50	70	70	90
その他のもの(排出水量: 20m <sup>3</sup> 以上)		6.5以上8.5以下	20	30	70	90	

比謝川及び国場川はS50.7.8より前、天願川はS51.8.4より前に設置した特定施設については【 】内の暫定基準を適用

### イ 羽地大川水域、我部祖河川水域及び報得川水域

特定事業場の区分		項目及び許容限度					
		水素イオン濃度 (水素指数)	生物化学的酸素要求量 (mg/L)		浮遊物質量 (mg/L)		
			日間平均	最大	日間平均	最大	
下水道処理区 域内に所在する 特定事業場	すべての特定事業場	6.5以上8.5以下	20	30	70	90	
下水道処理区 域外に所在する 特定事業場	令別表第一 1の2 イ 豚房施設	排出水量: 50m <sup>3</sup> /日未満	↘	120	160	150	200
		豚房面積: 1000m <sup>2</sup> 未満かつ 排出水量: 50m <sup>3</sup> /日以上	↘	120	160	150	200
		豚房面積: 1000m <sup>2</sup> 以上かつ 排出水量: 50m <sup>3</sup> /日以上	一律排水基準	【120】 50	【160】 70	【150】 70	【200】 90
	令別表第一74 特定事業場から排出される 水の処理施設のうち豚房 排水処理施設	排出水量: 50m <sup>3</sup> 未満	↘	120	160	150	200
		排出水量: 50m <sup>3</sup> 以上	一律排水基準	50	70	70	90
	その他のもの	排出水量20m <sup>3</sup> 以上 50m <sup>3</sup> 未満	6.5以上8.5以下	80	100	100	150
排出水量: 50m <sup>3</sup> 以上		6.5以上8.5以下	20	30	70	90	

我部祖河川はS52.6.19より前、報得川はS54.9.28より前に設置した特定施設については【 】内の暫定基準を適用。(羽地大川は暫定基準無し)

ウ 源河川水域、平南川水域及び大保川水域

特定事業場の区分	項目及び許容限度				
	水素イオン濃度 (水素指数)	生物化学的酸素要求量 (mg/L)		浮遊物質量 (mg/L)	
		日間平均	最大	日間平均	最大
すべての特定事業場	【5.8以上8.6以下】 6.5以上8.5以下	【120】 20	【160】 30	【150】 70	【200】 90

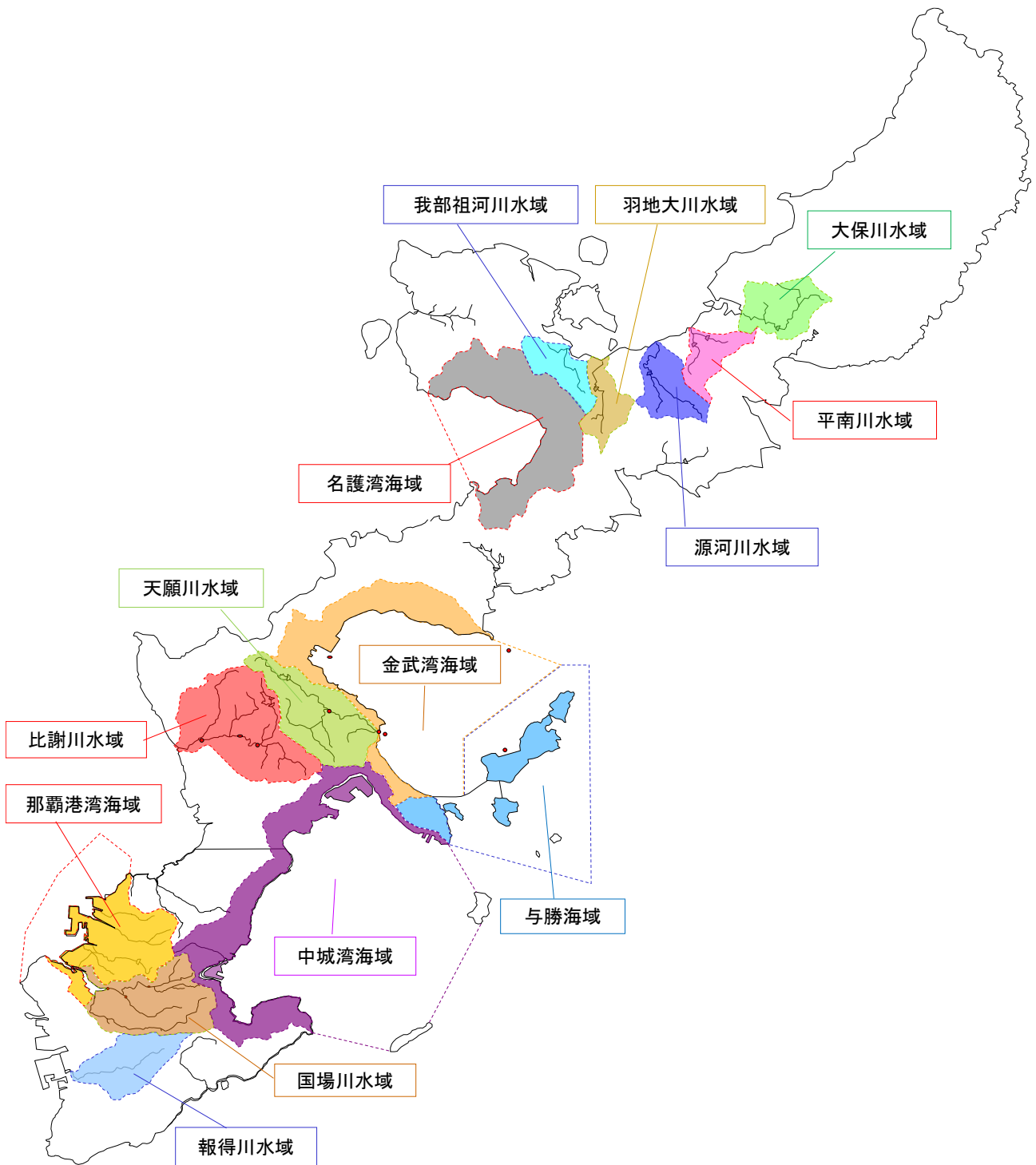
S63.714より前に源河川水域に設置した特定施設のうち、令別表第一の2イ豚房施設にかかるものについては【 】内の暫定基準を適用(平南川・大保川については暫定基準無し)

(3) 上乗せ排水適用区域

上乗せ排水適用区域表

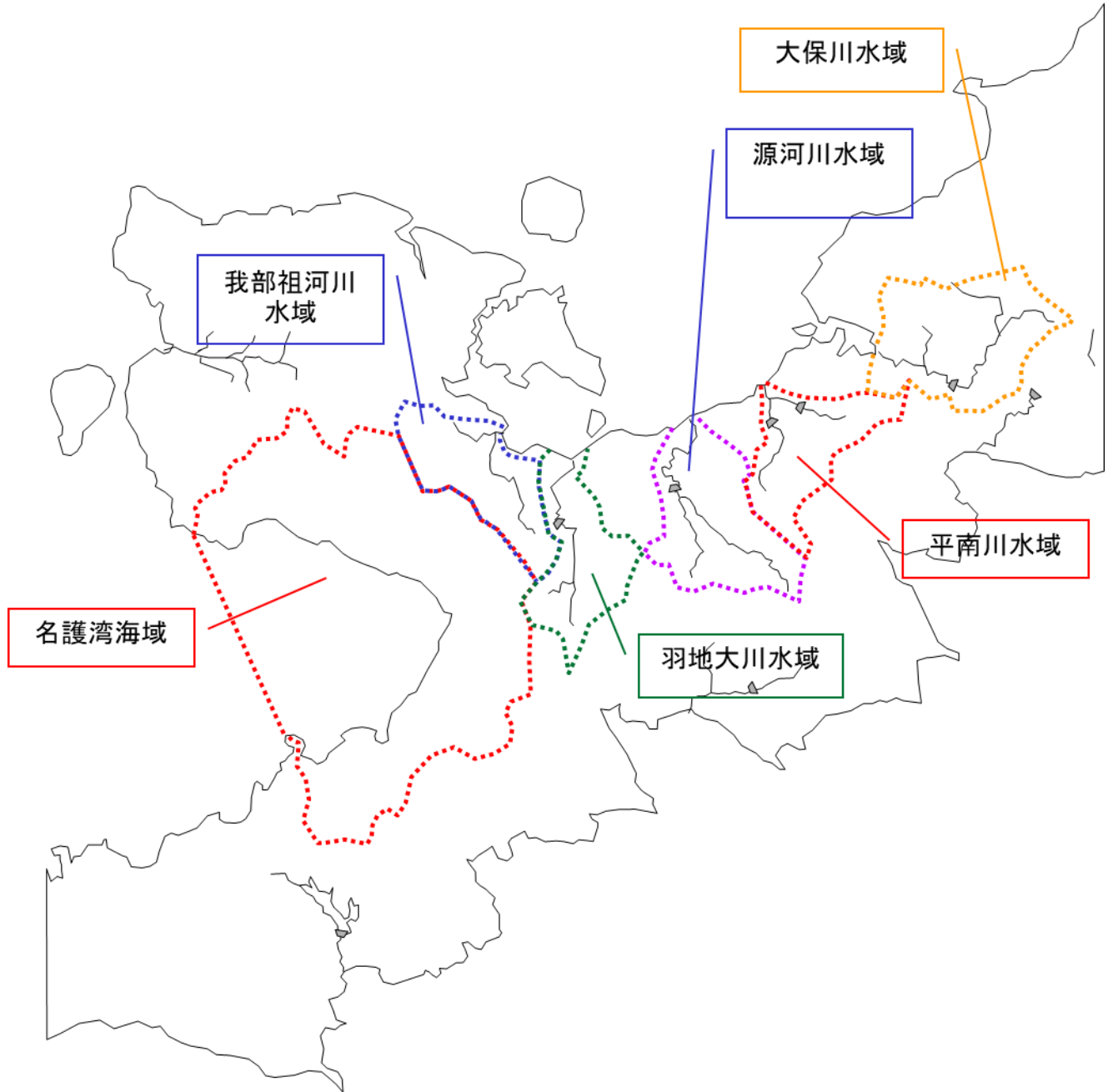
適用区域	範囲
国場川水域	明治橋から上流及びこれに接続する公共用水域(久茂地川水域を除く。)
比謝川水域	比謝橋下流の取水せきから上流及びこれに接続する公共用水域
天願川水域	天願川及びこれに接続する公共用水域
羽地大川水域	羽地大川及びこれに接続する公共用水域
我部祖河川水域	我部祖河川及びこれに接続する公共用水域
報得川水域	西崎北橋から上流及びこれに接続する公共用水域
源河川水域	源河川及びこれに接続する公共用水域
平南川水域	平南川及びこれに接続する公共用水域
大保川水域	大保川及びこれに接続する公共用水域
中城湾海域	知念岬から久高島南端までを結んだ線、久高島陸岸、久高島北端から津堅島南端までを結んだ線、津堅島陸岸、津堅島北端から勝連崎までを結んだ線及び沖縄島陸岸により囲まれた海域並びにこれに流入する公共用水域
与勝海域	勝連崎、北緯26度16分東経128度1分の点、北緯26度25分東経128度1分の点、北緯26度25分東経128度の点、北緯26度22分東経127度56分の点、うるま市与那城屋慶名と平安座島を結ぶ道路(以下「海中道路」という。)と東経127度56分とが交わる点の各点を順次に結んだ線、陸岸及び海中道路により囲まれた海域並びにこれに流入する公共用水域
金武湾海域	金武湾(海中道路と東経127度56分とが交わる点、北緯26度22分東経127度56分の点、北緯26度25分東経128度の点、金武岬の各点を順次に結んだ線、陸岸及び海中道路により囲まれた海域)及びこれに流入する公共用水域(天願川水域を除く。)
名護湾海域	名護湾(部瀬名岬から名護市と本部町の陸岸における境界までを結んだ線及び陸岸により囲まれた海域)及びこれに流入する公共用水域
那覇港海域	大嶺鼻(北緯26度11分40秒東経127度38分18秒)から358度延長3,500メートルの地点まで引いた線、同点から30度延長4,850メートルの地点まで引いた線、同点から45度延長4,600メートルの地点まで引いた線、同点から135度延長2,400メートルの地点まで引いた線、同点から194度57分14秒で陸岸と交わる点まで引いた線及び陸岸により囲まれた海域並びにこれに流入する公共用水域(国場川水域を除く。)

※上記表において記載のある座標は旧測地系(日本測地系)による

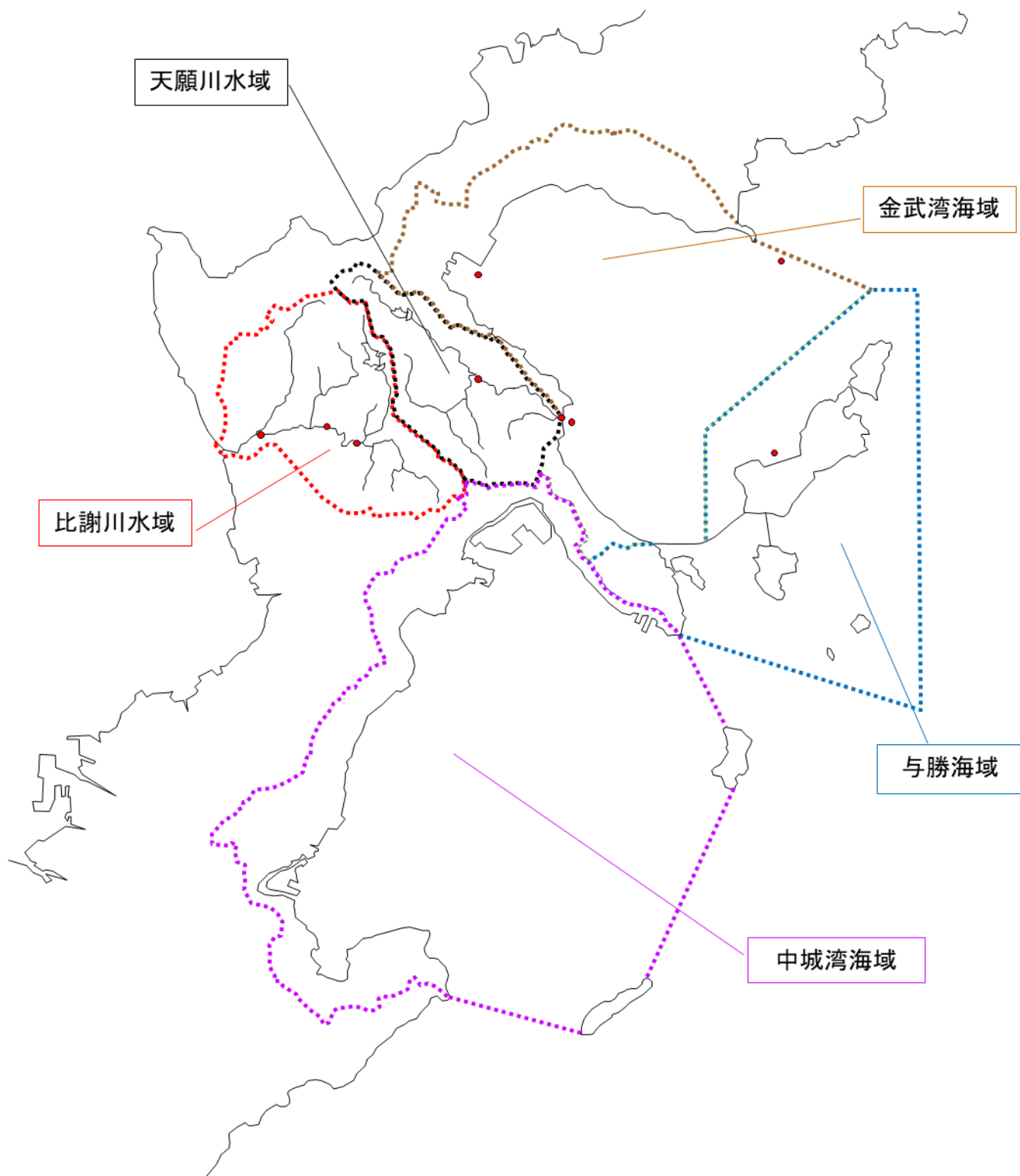


上乘せ排水適用区域図

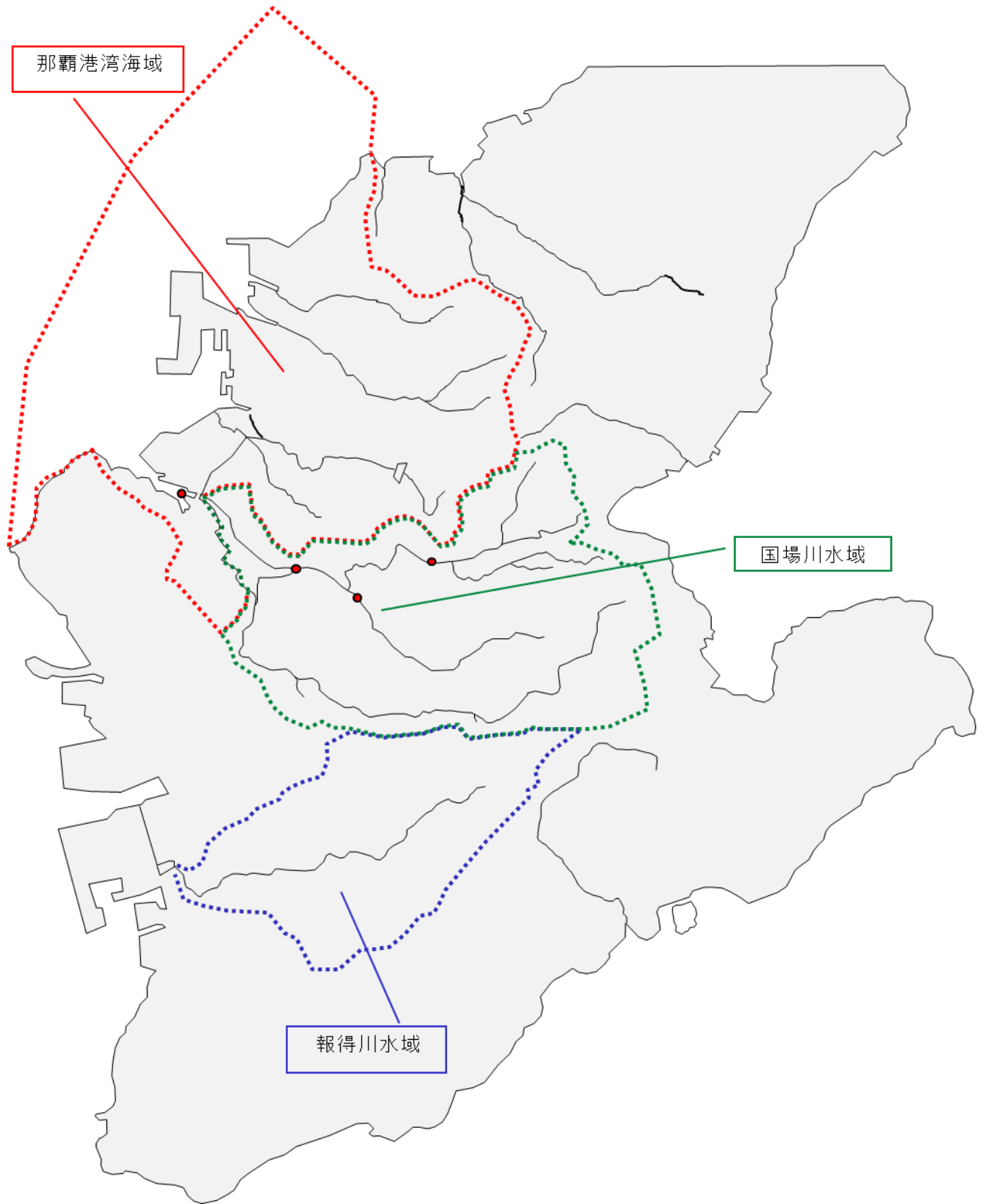
# 上乘せ排水基準指定区域(北部区域)



# 上乘せ排水基準指定区域(中部区域)



# 上乘せ排水基準指定区域(南部区域)



### 3 特定地下浸透水

特定地下浸透水とは、有害物質を製造、使用、処理する特定施設（有害物質使用特定施設）に係わる水を、地下に浸透する水のこと（非意図的に浸透してしまう場合を含む）、下記の基準を超えている水は浸透させてはいけません。

有害物質の種類		許容限度
カドミウム及びその化合物		0.001 mg Cd/L
シアン化合物		0.1 mg CN/L
有機燐化合物 (パラチオン、メチルパラチオン、メチルジメトン及び EPNIに限る。)		0.1 mg/L
鉛及びその化合物		0.005 mg Pb/L
六価クロム化合物		0.01 mg Cr(VI)/L
砒素及びその化合物		0.005 mg As/L
水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物		0.0005 mg Hg/L
アルキル水銀化合物		0.0005 mg Hg/L
ポリ塩化ビフェニル		0.0005 mg/L
トリクロロエチレン		0.002 mg/L
テトラクロロエチレン		0.0005 mg/L
ジクロロメタン		0.002 mg/L
四塩化炭素		0.0002 mg/L
1,2-ジクロロエタン		0.0004 mg/L
1,1-ジクロロエチレン		0.002 mg/L
1,2-ジクロロエチレン	シス体として	0.004 mg/L
	トランス体として	0.004 mg/L
1,1,1-トリクロロエタン		0.0005 mg/L
1,1,2-トリクロロエタン		0.0006 mg/L
1,3-ジクロロプロペン		0.0002 mg/L
チウラム		0.0006 mg/L
シマジン		0.0003 mg/L
チオベンカルブ		0.002 mg/L
ベンゼン		0.001 mg/L
セレン及びその化合物		0.002 mg Se/L
ほう素及びその化合物		0.2 mg B/L
ふっ素及びその化合物		0.2 mg F/L
アンモニア、アンモニウム化合物、 亜硝酸化合物及び硝酸化合物	アンモニア性窒素として	0.7 mg/L
	亜硝酸性窒素として	0.2 mg/L
	硝酸性窒素として	0.2 mg/L
塩化ビニルモノマー		0.0002 mg/L
1,4-ジオキサン		0.005 mg/L
(注) 水質汚濁防止法施行規則第6条の2の規定に基づく環境大臣が定める検定方法により検定した場合において、「当該有害物質が検出されること」とは、許容限度に掲げる値以上の有害物質が検出される場合である。		

#### 第4 有害物質使用特定施設等に係る規制

有害物質による地下水汚染を防ぐため、有害物質の貯蔵施設や配管類について、構造や点検に関する基準が設けられています。

新設の施設はA基準を満たす必要があり、平成24年6月1日より前に設置されている既存施設はA基準を満たすか、A基準に合致しない場合は点検回数が多いB基準を満たす必要があります。次ページ以降に有害物質使用特定施設等に係る構造基準の適用範囲に関する例、構造基準及び定期点検の方法の整理表を示します。

また、有害物質使用特定施設を廃止したときは、土壤汚染対策法に基づき、土壤の汚染状況について調査する義務が生じます。法第5条に基づく届出等を行う際は、廃止時の調査を見据えて、以下の事項に留意して書類等を作成してください。

- (1) 有害物質を使用する場所については平面図中にその旨を記載してください。  
(特定施設以外にも有害物質を使用する場所があれば、その旨の記載をお願いします。)
- (2) 使用する有害物質については、使用する部屋ごとに記載してください。施設廃止時の土壤汚染調査の際に必要な資料となります。
- (3) 排水配管図において、有害物質に係るものについては色分けを行うなど、通常の排水管と区別してください。

##### 1 構造基準の適用範囲

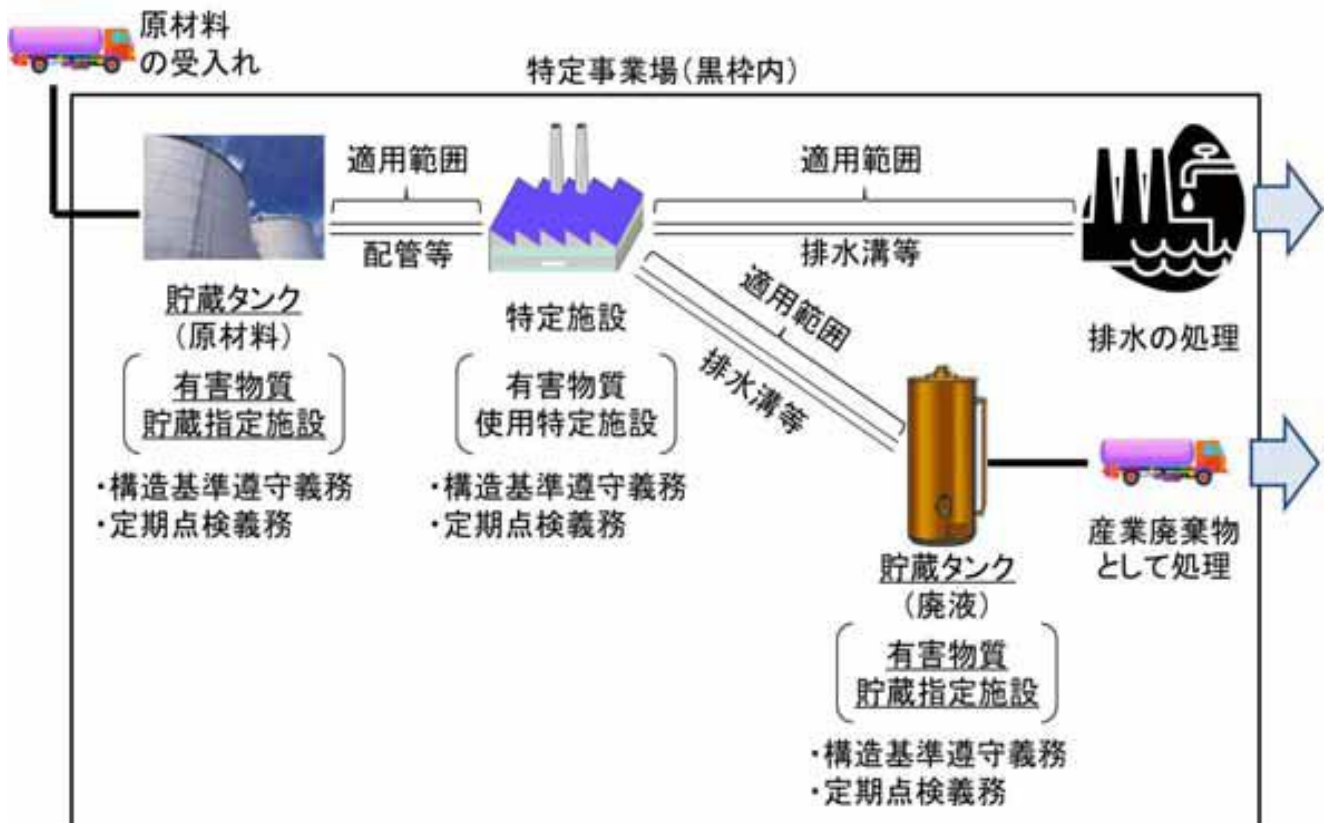


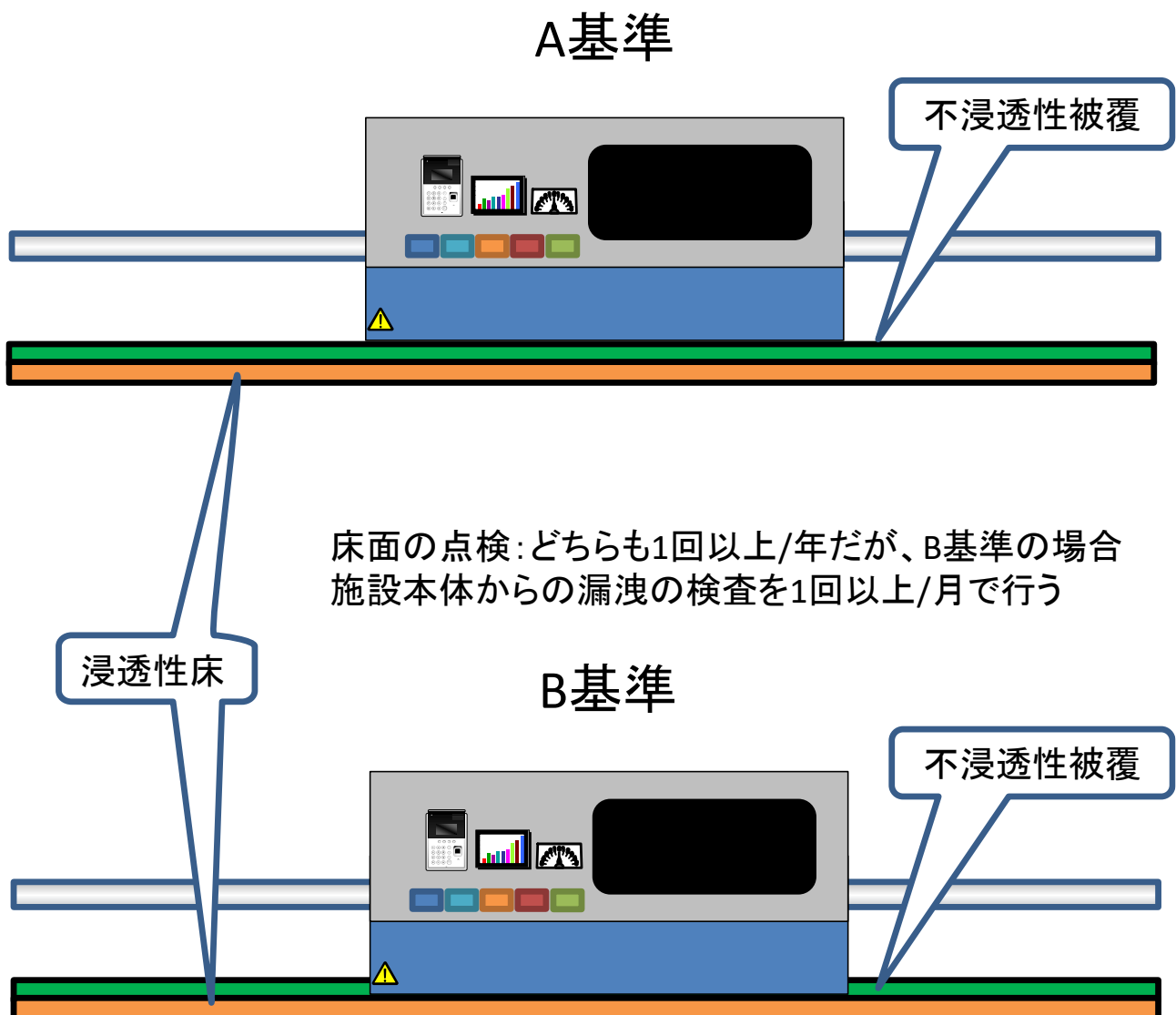
図1 構造基準の適用範囲（環境省「地下水汚染の未然防止のための構造と点検・管理に関するマニュアル（第1.1版）平成25年6月」16ページより引用）

## 2 本体に関する基準

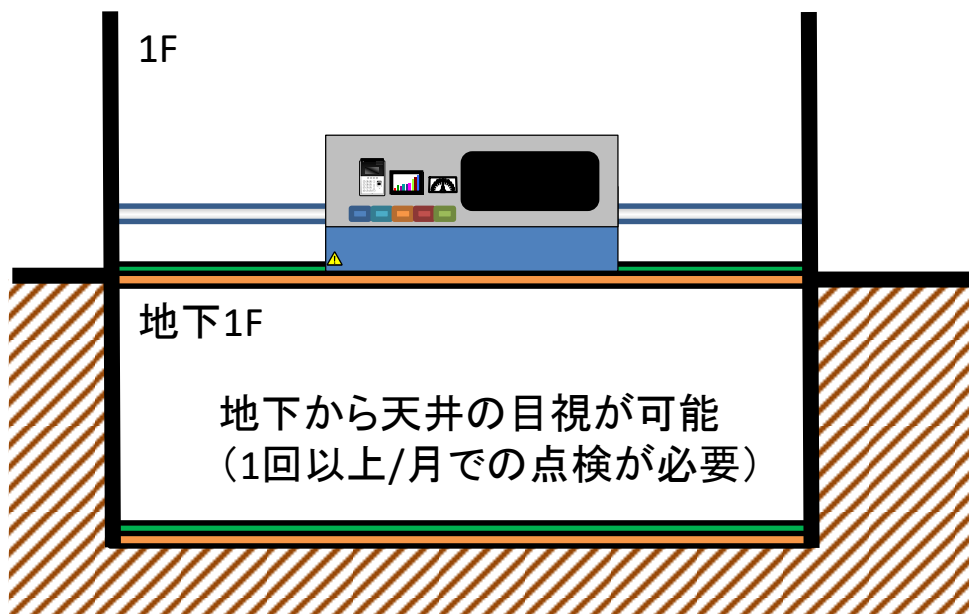
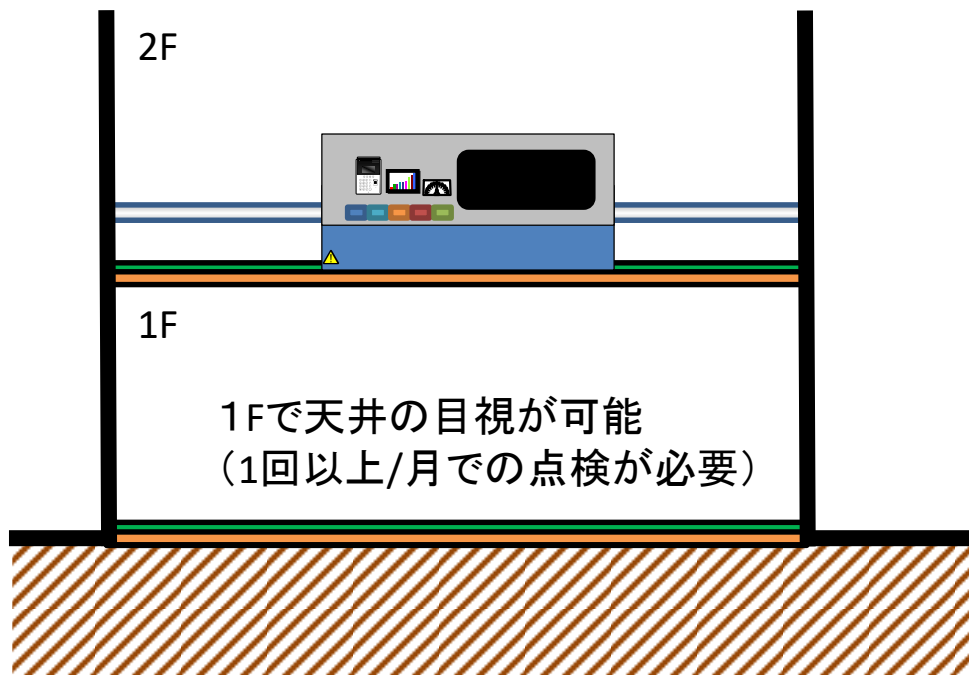
施設本体についての構造基準はありませんが、点検についての基準が設定されており、既存・新設にかかわらずひび割れや亀裂・損傷・水漏れなど年に1回以上の点検が求められています。

## 3 床面に関する基準

床面については本体が設置されている場所とその周辺について、基準が定められており、本体が不浸透性の床面におかれている場合はA基準、不浸透性では無い場合はB基準となります（ただし、下階等から容易に点検できる場合はA基準となります）。なお、B基準の場合でも施設周辺の床面は不浸透性である必要があります。



A基準、B基準となるものの例

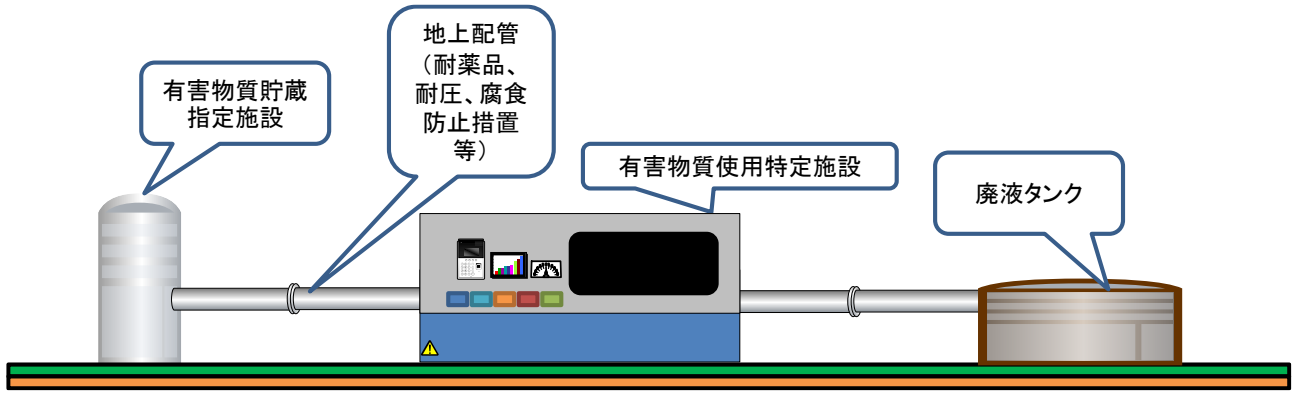


A 基準のただし書きに相当する場合の例

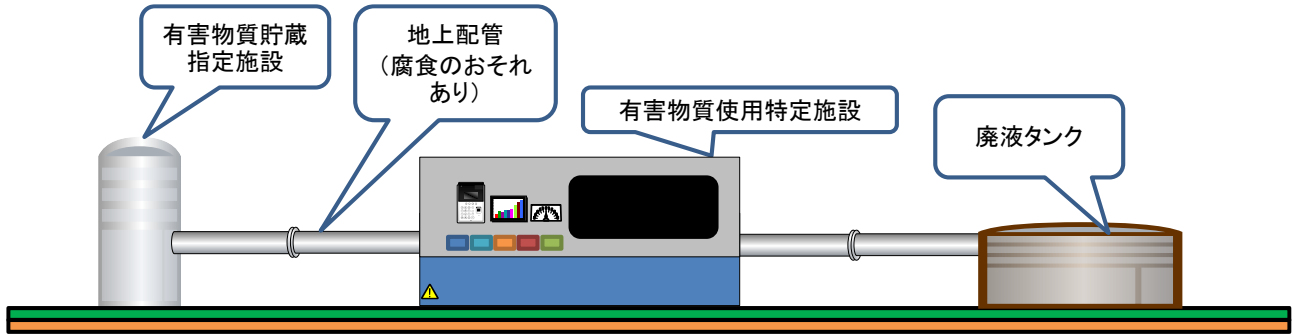
#### 4 配管に関する基準

配管類については地上への設置、トレンチ内部への設置や地中への設置など条件によって基準が異なりますが、容易に点検が可能な地上設置やトレンチ内部への設置に比べ、点検が困難かつ直接汚染が生じるような地中への設置については基準がより厳しく設定されています。

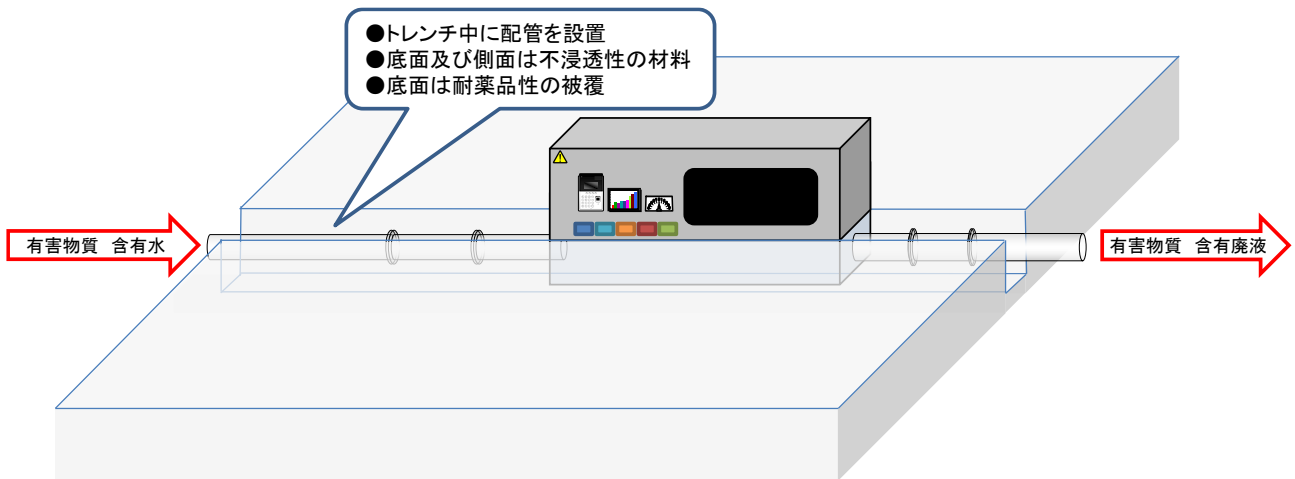
配管等が十分な強度を持ち、不浸透性、耐腐食性などの基準を満たす場合は A 基準、いずれかの基準を満たせない場合は B 基準となり、点検回数が多くなります。



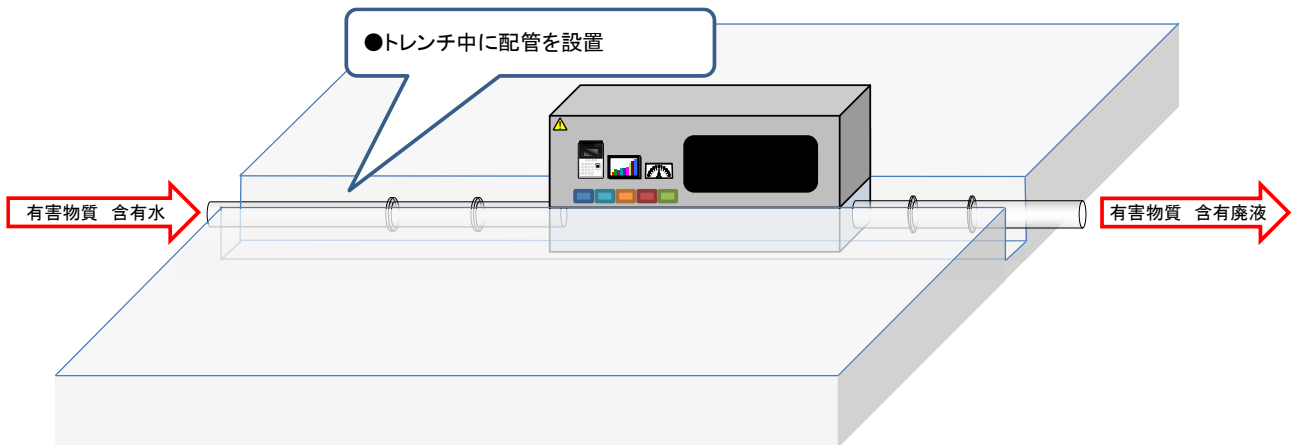
A 基準による配管の一例 (点検：1 回以上/年)



B 基準による配管の一例 (点検：1 回以上/6 月)



A 基準による配管の一例 (点検：1 回以上/年)



B 基準による配管の一例 (点検：1 回以上/6 月)

## 5 構造基準及び定期点検の方法の整理表

A 基準：新設施設（平成 24 年 6 月 1 日以降に設置）に適用される施設

B 基準：A 基準に適合しない既設施設（平成 24 年 6 月 1 日より前に設置した施設）  
に適用される施設

対象	構造等に関する基準	定期点検を行う事項	点検の頻度	根拠法文
床面及び周囲	以下の 1～3 のいずれかに適合すること			
	A 基準 1 次のイ・ロに適合すること。 イ 床面は、コンクリート等の不浸透性を有する材料による構造とし、有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、必要な場合は、耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆されていること ロ 防液堤等が設置されていること。	① 床面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無 ② 防液堤等のひび割れその他の異常の有無	①・② 1年に1回以上	規則第八条の三 第一項第一号
	2 1と同等以上の効果を有する措置が講じられていること	措置に応じた点検事項	措置に応じた頻度	規則第八条の三 第一項第二号
	3 施設本体が設置される床の下の構造が、床面からの有害物質を含む水の漏えいを目視により容易に確認できるものであること	床の下への漏えいの有無	1月に1回以上	規則第八条の三 ただし書き
	以下の 1又は2のいずれかに適合すること			
	B 基準 1 次のイ・ロに適合すること。 イ 施設本体が床面に接し、施設本体の下部に点検可能な空間がなく、施設本体の接する床面がコンクリート等の不浸透性を有する材料による構造（必要に応じて耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆されているもの）ではない施設であって、施設本体の下部以外の床面及び周囲についてA基準に適合すること。 ロ 施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための装置を適切に配置されている又はこれと同等以上の措置が講じられていること。 2 施設本体が、有害物質を含む水の漏えいを目視により確認できるよう床面から離して設置され、かつ、施設本体の下部の床面がコンクリート等の不浸透性を有する材料による構造（必要に応じて耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆されているもの）ではない施設であって、施設本体の下部以外の床面及び周囲がA基準に適合すること	① 床面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無 ② 防液堤等のひび割れその他の異常の有無 ③ 施設本体のひび割れ、亀裂、損傷その他の異常の有無 ④ 施設本体からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	①・②・③ 1年に1回以上 ④ 目視又は漏えい等を検知する装置にて行う場合は1月に1回以上 その他の方法により水の漏えい等の有無の点検を行う場合にあっては、当該方法に応じ、適切な回数	附則第三条
施設本体	A・B 共通 施設本体に関する基準なし	① 床面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無 ② 施設本体からの有害物質を含む水の漏えいの有無	①・② 1年に1回以上	—

対象	構造等に関する基準	定期点検を行う事項	点検の頻度	根拠法文
付帯する地上配管	以下の1又は2のいずれかに適合すること			
	<b>A基準</b> 1 次のイ・ロ・ハに適合すること。 イ 有害物質を含む水の漏えいの防止に必要な強度を有すること。 ロ 有害物質により容易に劣化するおそれのないものであること。 ハ 配管等の外面には、腐食を防止するための措置が講じられていること。 (ただし、腐食するおそれのないものの場合、この限りでない。)	① 配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無 ② 配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	①・② 1年に1回以上	規則第八条の四
	2 有害物質を含む水の漏えいが目視により容易に確認できるように床面から離して設置されていること。			
<b>B基準</b>	配管等を地上に設置する場合は、有害物質を含む水の漏えいを目視により確認できるように設置されていること。	① 配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無 ② 配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無	①・② 6か月ごとに1回以上	附則第四条
付帯する地下配管	以下の1から3のいずれかに適合すること			
	<b>A基準</b> 1 次のイ・ロに適合すること。 イ トレンチの中に設置されていること。 ロ イのトレンチの底面及び側面は、コンクリート等の不浸透性を有する材料によることとし、底面の表面は、有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、必要な場合は、耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆が施されていること。	① 配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無 ② 配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無 ③ トレンチの側面及び底面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	①・②・③ 1年に1回以上	規則第八条の四
	2 次のイ・ロ・ハに適合すること。 イ 有害物質を含む水の漏えいの防止に必要な強度を有すること。 ロ 有害物質により容易に劣化するおそれのないものであること。 ハ 配管等の外面には、腐食を防止するための措置が講じられていること。 (ただし、腐食するおそれのないものの場合、この限りでない。)	① 配管等の内部の気体の圧力若しくは水の水位の変動の確認又はこれと同等以上の方法による配管等からの有害物質を含む水の漏えい等の有無 ② 同等以上の方法による点検	① 1年に1回以上 ※1 ② 方法に応じた適切な回数	
	3 1又は2と同等以上の効果を有する措置が講じられていること	講じられている措置に応じた点検事項	点検事項に応じた適切な回数	
	<b>B基準</b>	以下の1から3のいずれかに適合すること		
1 トレンチの中に設置されていること。	① 配管等の亀裂、損傷その他の異常の有無 ② 配管等からの有害物質を含む水の漏えいの有無 ③ トレンチの側面及び底面のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	①・②・③ 6か月ごとに1回以上	附則第四条	
2 配管等からの漏えい等を検知するための装置又は配管等における水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置する等の有害物質を含む水の漏えい等を確認できる措置が講じられていること。	配管等からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	1か月ごとに1回以上 ただし、有害物質の濃度の測定による点検を行う場合は3か月ごとに1回以上		
3 1又は2と同等以上の効果を有する措置が講じられていること	講じられている措置に応じた点検事項	点検事項に応じた適切な回数		

対象	構造等に関する基準	定期点検を行う事項	点検の頻度	根拠法文
排水溝等	以下の1又は2のいずれかに適合すること			
	A基準 1 次のイ・ロ・ハに適合すること。 イ 有害物質を含む水の地下への浸透の防止に必要な強度を有すること。 ロ 有害物質により容易に劣化するおそれのないものであること。 ハ 排水溝等の表面は、有害物質を含む水の種類又は性状に応じ、必要な場合は、耐薬品性及び不浸透性を有する材質で被覆が施されていること。	排水溝等のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無	1年に1回以上 <sup>*2</sup>	規則第八条の五
	2 1と同等以上の効果を有する措置が講じられていること	講じられている措置に応じた点検事項	点検事項に応じた適切な回数	
	以下の1又は2のいずれかに適合すること			
B基準 1 排水溝等からの水の地下への浸透を検知するための装置又は排水溝等における水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置する等の有害物質を含む水の地下への浸透を確認できる措置が講じられていること。	① 排水溝等のひび割れ、被覆の損傷その他の異常の有無 ② 排水溝等からの有害物質を含む水の地下への浸透の有無	① 6か月ごとに1回以上 ② 1か月ごとに1回以上 ただし、有害物質の濃度の測定による点検を行う場合は3か月ごとに1回以上	附則第五条	
2 1と同等以上の効果を有する措置が講じられていること	講じられている措置に応じた点検事項	点検事項に応じた適切な回数		
地下貯蔵施設	以下の1又は2のいずれかに適合すること			
	A基準 1 次のイ・ロ・ハに適合すること。 イ タンク室内に設置される構造、二重殻構造等有害物質を含む水の漏えい等を防止する措置を講じた構造及び材質であること。 ロ 地下貯蔵施設の外面には、腐食を防止するための措置が講じられていること。 (ただし、腐食するおそれのないもの場合は、この限りでない。) ハ 地下貯蔵施設の内部の有害物質を含む水の量を表示する装置の設置やその他の有害物質を含む水の量を確認できる措置が講じられていること	① 地下貯蔵施設の内部の気体の圧力若しくは水の水位の変動の確認 ② ①と同等以上の方法による点検	① 1年に1回以上 <sup>*3</sup> ② 方法に応じた適切な回数	規則第八条の六
	2 1と同等以上の効果を有する措置が講じられていること	講じられている措置に応じた点検事項	点検事項に応じた適切な回数	
	以下の1から3のいずれかに適合すること			
B基準 1 次のイ・ロに適合すること。 イ 地下貯蔵施設の内部の有害物質を含む水の量を表示する装置の設置や、その他の有害物質を含む水の量を確認できる措置が講じられていること ロ 地下貯蔵施設からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための装置又は地下貯蔵施設における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置の適切な配置や、その他の有害物質を含む水の漏えい等を確認できる措置が講じられていること。	地下貯蔵施設等からの有害物質を含む水の漏えい等の有無	1か月ごとに1回以上 ただし、有害物質の濃度の測定による点検を行う場合は3か月ごとに1回以上	附則第六条	
2 次のいずれにも適合すること。 イ 地下貯蔵施設の内部の有害物質を含む水の量を表示する装置の設置や、その他の有害物質を含む水の量を確認できる措置が講じられていること ロ 有害物質を含む水の漏えい等を防止するため、内部にコーティングが行われていること。	① 地下貯蔵施設の内部の気体の圧力もしくは水の水位の変動の確認 ② ①と同等以上の方法による点検	① 1年に1回以上 <sup>*1</sup> ② 方法に応じた適切な回数		
3 1又は2と同等以上の効果を有する措置が講じられていること	講じられている措置に応じた点検事項	点検事項に応じた適切な回数		

対象	構造等に関する基準	定期点検を行う事項	点検の頻度	根拠法文
使用の方法	以下のイ・ロ・ハ・二に適合すること。			
	イ 有害物質を含む水の受入れ、移替え及び分配等有害物質を含む水を扱う作業は、有害物質を含む水が飛散し、流出し、又は地下に浸透しない方法で行うこと。 ロ 有害物質を含む水の補給状況及び設備の作動状況の確認等の運転を適切に行うために必要な措置を講ずること。 ハ 有害物質を含む水が漏えいした場合には、直ちに漏えいを防止する措置を講ずるとともに、当該漏えいした有害物質を含む水を回収し、再利用するか、又は生活環境保全上支障のないよう適切に処理すること。 二 イ～ハに掲げる使用の方法並びに使用の方法に関する点検の方法及び回数を定めた管理要領が明確に定められていること。	管理基準からの逸脱の有無及びこれに伴う水の飛散、流出、地下への浸透の有無	1年に1回以上	規則第八条の七

※1 次の①又は②のいずれかに該当する場合で、有害物質を含む水の漏えい等の点検を1月（有害物質の濃度の測定により漏えい等の有無の点検を行う場合にあつては、3月）に1回以上行う場合の点検回数は3年に1回以上

- ① 危険物の規制に関する規則第六十二条の五の三に規定する地下埋設配管であつて、消防法第十一条第五項に規定する完成検査を受けた日から十五年を経過していないものである場合
- ② 配管等からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための装置又は配管等における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置するなど有害物質を含む水の漏えい等を確認できる措置が講じられている場合

※2 排水溝等からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための装置又は排水溝等における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置するなど有害物質を含む水の漏えい等を確認できる措置が講じられている場合で、有害物質を含む水の漏えい等の点検を1月（有害物質の濃度の測定により漏えい等の有無の点検を行う場合にあつては、3月）に1回以上行う場合の点検回数は3年に1回以上

※3 次の①又は②のいずれかに該当する場合で、有害物質を含む水の漏えい等の点検を1月（有害物質の濃度の測定により漏えい等の有無の点検を行う場合にあつては、3月）に1回以上行う場合の点検回数は3年に1回以上

- ① 危険物の規制に関する政令第十三条第一項に規定する地下貯蔵タンク又は同条第二項に規定する二重殻タンクであつて、消防法第十一条第五項に規定する完成検査を受けた日から十五年を経過していないものである場合
- ② 配管等からの有害物質を含む水の漏えい等を検知するための装置又は配管等における有害物質を含む水の流量の変動を計測するための装置を適切に配置するなど有害物質を含む水の漏えい等を確認できる措置が講じられている場合